

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：衛生費 項：医務費 目：健康増進対策費

事業名 女性の健康支援事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部保健医療課健康推進室がん対策係 電話番号：058-272-1111(内2559)

E-mail：c11223@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 785千円(前年度予算額：301千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	301	150	0	0	0	0	0	0	151
要求額	785	392	0	0	0	0	0	0	393
決定額	785	392	0	0	0	0	0	0	393

2 要求内容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

がん検診は、科学的根拠に基づく検診の実施によりがんの死亡を減少させることを目的としており、「1.有効性の確立した正しいがん検診の実施」、「2.がん検診のマネジメント(徹底した精度管理)」及び「3.受診率向上対策」が重要である。

当県では、全ての市町村で、有効性の高いがん検診を実施できているが、精度管理及び受診率向上対策については、市町村によって取組みに差があるのが現状である。

また、平成30年度国民生活基礎調査によると、子宮頸がん検診受診率は全国に比較して低く、その他のがん検診においても女性は男性よりも受診率が低くなっている。

このため、がん検診の実施主体である市町村が、検診の精度向上に取り組むとともに、女性のがん検診の受診率が低いという課題を認識し、効率的かつ効果的な受診勧奨に取り組む必要がある。また、職域のがん検診受診率向上を図るため、県として総合的な啓発を実施する必要がある。

(2) 事業内容

「市町村がん検診精度管理向上対策」のための研修会

厚生労働省は、市町村が実施するがん検診の精度管理の指標として、がん検診の「事業評価のためのチェックリスト」等を用いた精度管理のあり

方を示している。そこで、市町村や職域でがん検診に従事する者の資質向上を図ることを目的とし、有識者(国立がん研究センター講師等)による研修会を実施する。

「市町村がん検診受診率向上のための研修会」の実施

厚生労働省は効果的・効率的ながん検診の受診率向上対策を実施するため、「がん検診受診率向上施策ハンドブック」を発出し、ナッジ理論を活用した市町村の積極的な取組みを推奨している。受診率が上昇した市町村や検診機関の取組みを紹介する研修会を実施し、優良事例の横展開を図る。

がん検診受診率向上のための普及啓発

各種イベント時や患者団体との協働、新聞掲載等により、県民にがん検診の課題や必要性を強くアピールし啓発を実施する。

(3) 県負担・補助率の考え方

がん検診の精度管理向上及び受診率向上対策の推進は、第3次岐阜県がん対策推進計画の個別目標となっており県が財政負担することは妥当である。

・都道府県健康増進事業費(1)活用；国 1/2 県 1/2 負担

(4) 類似事業の有無 無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額(千円)	事業内容の詳細
報償費	104	講師報償費
旅費	105	費用弁償、業務旅費
需用費	14	消耗品費
役務費	12	通信運搬費
印刷製本費	450	リーフレット印刷費用
使用料	100	研修会会場使用料
合計	785	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

第3次岐阜県がん対策推進計画

第7期岐阜県保健医療計画

(2) 国・他県の状況

国の第3期がん対策推進基本計画及び第3次岐阜県がん対策推進計画において、全体目標に「科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実」を掲げている。

事業評価調査書（県単独補助金除く）

新規要求事業
継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいか
 がんの75歳未満年齢調整死亡率を減少させるため、市町村が効率的・効果的にがん検診の受診率向上対策等に取り組むよう体制の整備を図る

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前 (H27年度)	指標の推移 (H29年度)	現在値 (H30年度)	目標 (R5年度)	達成率
市町村が 実施する がん検診 受診率	胃 5.0 (全国 6.3)	8.4 (全国 7.9)	7.5 (全国 8.1)	上昇	-
	肺 8.4 (全国 11.2)	7.7 (全国 7.4)	7.2 (全国 7.1)		
	大腸 9.6 (全国 13.8)	9.1 (全国 8.4)	9.0 (全国 8.1)		
	子宮 17.3 (全国 23.3)	16.8 (全国 16.3)	16.5 (全国 16.0)		
	乳 21.5 (全国 20.0)	21.8 (全国 17.4)	21.2 (全国 17.2)		

指標を設定することができない場合の理由

（前年度の取組）

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）
 精度管理・受診率向上のための研修会を予定していたが、新型コロナの影響で集合研修は現時点で未定。国立がん研究センターの主催する「全国がん検診従事者研修」(eラーニング形式)を案内し、市町村への参加勧奨を行った。
 女性の検診受診率向上のため、20歳以上の女子学生向けに子宮頸がん検診の啓発リーフレットを作成し、配布した。

（前年度の成果）

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
 平成31年度に市町村の行うがん検診結果の誤通知事案が複数発生し、精度管理のための研修会を通じて、再発防止策の情報提供と体制見直し等について徹底した。改めて適切な実施体制の整備と精度管理の必要性を市町村担当者が持ち帰って考える機会となり、精度管理に対する意識が向上した。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ：必要性が高い、：必要性が低い 	
(評価)	<p>岐阜県の女性は、全国平均よりも胃及び子宮頸がん検診の受診率が低いため、がんによる死亡率を減少させるためにも、受診率向上対策に取り組むことが必要である。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている、：まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価)	<p>がんの死亡率を減少させるためには、がん検診や早期治療が有効であり、事業を実施することで死亡率の減少が期待できる。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ：効率化は図られている、：向上の余地がある 	
(評価)	<p>有識者から精度管理及び受診率向上対策の指南を受けることで、がん検診実施主体である市町村が、効果的、効率的に対策に取り組むことができる。</p>

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 <p>受診率向上対策に意欲的に取り組む市町村の優良事例を共有することで、全ての市町村が効果的かつ効率的に施策に取り組み、県全体の検診に対する資質が高まるよう事業を展開していく必要がある。</p>

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか <p>がん検診受診率が横ばい傾向にあり、死亡率の減少のために検診受診率を向上させる取組みや科学的根拠に基づいたがん検診の推進は今後も必要であるため、得られた成果等をもとに次年度以降も事業を継続する。</p>
--

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

<p>組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課</p>	【 課 】
<p>組み合わせて実施する理由や期待する効果 など</p>	

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：衛生費 項：医務費 目：健康増進対策費

事業名 たばこ対策による健康づくり事業

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部保健医療課健康推進室受動喫煙対策係 電話番号：058-272-1111(内2559)

E-mail：c11223@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 7,901千円(前年度予算額：10,023千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄 附 金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	10,023	4,621	0	0	0	0	0	0	5,402
要求額	7,901	3,560	0	0	0	0	0	0	4,341
決定額	7,901	3,560	0	0	0	0	0	0	4,341

2 要求内容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

- ・ 喫煙は、がんや慢性閉塞性肺疾患(COPD)の原因の一つとされている。また、本人のみならず、周囲への受動喫煙も問題となっている。
- ・ そのため、令和2年4月に改正健康増進法(以下、法という。)が全面施行されたことに伴い、多くの方が利用する施設において、受動喫煙対策が義務化された。
- ・ 保健所には適切な喫煙室が設置されていない等の法違反に関する通報や喫煙をする際の配慮義務等(法第27条)に関する相談が後を絶たず、施設だけではなく、県民への受動喫煙対策の浸透が不十分である。
- ・ 各施設や県民が法を理解し、適切な受動喫煙対策が図られるよう引き続き周知啓発のうえ、指導・助言を行う必要がある。
- ・ また、法の施行を機に県民が受動喫煙及び禁煙についての理解を深め、がん予防などを含めた健康増進につなげていく必要がある。

(2) 事業内容

受動喫煙対策の推進

- ・ 義務違反に関する通報のあった施設等への行政指導、立入検査を行う。

- ・県民や施設からの受動喫煙対策の相談対応。
- ・施設管理者への説明会の実施。
- ・啓発資料による普及、先進事例の発信、禁煙施設の推奨。
- ・受動喫煙防止対策推進会議の開催。

たばこ対策の推進

- ・学校への防煙教室、事業所への禁煙出前講座の実施。
- ・がんやCOPD等の予防に関する教室の実施及び県HP等での情報発信。

(3) 県負担・補助率の考え方

国 1/2 県 1/2 (法に係る義務違反等の対応のみ 県 10/10)

法により、都道府県に受動喫煙対策の責務があり、各種計画において禁煙対策が位置付けられている。

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額(千円)	事業内容の詳細
報償費	214	協議会報償費等
旅費	668	協議会委員費用弁償、業務旅費
需用費	1,726	消耗品費、燃料費、印刷製本費(啓発物印刷等)
役務費	3,197	通信運搬費
委託料	1,926	COPD対策事業委託費等
使用料及び賃借料	170	協議会会場使用料等
合計	7,901	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

第7期岐阜県保健医療計画、第3次岐阜県がん対策推進計画、第3次ヘルスプランぎふ21

(2) 国・他県の状況

受動喫煙対策は、法が令和2年4月に全面施行し、全国一律に義務化された。

(3) 事業主体及びその妥当性

法や各種計画に位置づけられており、県による実施が妥当である。

事業評価調査（県単独補助金除く）

新規要求事業
継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
 令和2年4月に法が全面施行されたため、多くの方が利用する施設での受動喫煙対策が適切に行われ、望まない受動喫煙が防止されるよう普及及び対策の推進を図る。
 県民の受動喫煙対策や喫煙による健康問題への関心を高めていく。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移	現在値 (H29年度末時点)	目標	達成率
家庭で毎日あった者の割合	10.6% (H28)	(H)	10.6% (H28)	5%以下 (R5)	%
職場で全くなかった者の割合	60.9% (H28)	(H)	60.9% (H28)	90%以上 (R5)	%
飲食店で月1回以上あった者の割合	50.4% (H28)	(H)	50.4% (H28)	25%以下 (R5)	%
遊技場で月1回以上あった者の割合	34.5% (H28)	(H)	34.5% (H28)	17%以下 (R5)	%
市役所・病院・公共交通機関で月1回以上あった者の割合	10.9% (H28)	(H)	10.9% (H28)	0% (R5)	%
COPDの認知度の向上	29.1% (H28)	(H)	29.1% (H28)	95%以上 (R5)	%

指標を設定することができない場合の理由

--

（前年度の取組）

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）
 9月末までの通報件数 58 件、相談件数 535 件

(前年度の成果)

- ・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
市町村所有の第二種施設における喫煙専用室設置率
(R1:1.1% R2:0.4%)

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・事業の必要性(社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か) : 必要性が高い : 必要性が低い	
(評価)	健康増進法第二十五条により、受動喫煙防止の普及啓発、環境の整備など、受動喫煙防止対策を総合的かつ効果的に推進する責務が県に課されており、県による実施は妥当である。
・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) : 概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている : まだ期待どおりの成果が得られていない	
(評価)	第二種施設を対象としたアンケート調査の結果では法違反はなく、適切な対策が講じられていた。
・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか) : 効率化は図られている : 向上の余地がある	
(評価)	COPD対策事業は専門的な知識を有する団体に委託し、効率化を図っている。

(今後の課題)

- ・事業が直面する課題や改善が必要な事項
法の全面施行を機に各種施設における受動喫煙対策は促進されてきたが、取組が継続されるよう引き続き周知啓発する必要がある。

(次年度の方向性)

- ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか
法に基づく届出事務を実施のうえ、受動喫煙対策の一層の促進のために引き続き施設への指導・助言をしていく必要がある
また、たばこの健康影響やCOPDの認知度向上を図り、県民の健康増進を図っていく。そのために、受動喫煙防止対策推進会議を開催し、進捗確認・評価などを行い、今後のたばこ対策に生かしていく。

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：衛生費 項：医務費 目：健康増進対策費

事業名 清流の国ぎふ健康づくりコンテスト事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 保健医療課 健康増進係 電話番号：058-272-1111 (内 2548)

E-mail：c11223@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 2,000 千円 (前年度予算額：2,000 千円)

< 財源内訳 >

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄 附 金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	2,000	1,000	0	0	0	0	0	0	1,000
要求額	2,000	1,000	0	0	0	0	0	0	1,000
決定額	2,000	1,000	0	0	0	0	0	0	1,000

2 要求内容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

県では岐阜県健康増進計画として「第3次ヘルスプランぎふ21」を策定し、「健康寿命の延伸」を目的として、県民の活躍を支える健康づくり施策を推進している。

健康づくりにおいては、県民の自主的な取組み、職場や学校での取組み、行政による啓発・健(検)診の勧奨などと並び、健康づくりを推進する地域の団体の活動が大きな役割を持っている。

こうした地域における健康づくりの担い手を育成、支援するため、優良な取組みを行う団体等を表彰・支援する制度を創設する。

(2) 事業内容

地域において健康づくりに取り組む団体を表彰する表彰対象は、地域住民等の健康づくりの機会を創出する活動を行っている団体とし、その活動が「第3次ヘルスプランぎふ21」の趣旨に沿った取組みを支援する。

< 例 > ラジオ体操の実施、健康に良い食事の啓発、減塩の推進、地域におけるスポーツの推進、認知症予防を目的とした自主的な運動教室、喫煙対策の推進 等

(3) 県負担・補助率の考え方

国が策定した「健康日本21」と都道府県健康増進計画である「ヘルスプランぎふ21」は連動しており、健康寿命の延伸、生活の質の向上等という目的を達成するため県で事業展開を行う。

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
報償費	84	表彰団体選定会議
旅費	86	費用弁償、業務旅費
需用費	47	消耗品費
役務費	23	通信運搬費
使用料	10	会場借上(表彰団体選定会議)
委託料	1,750	表彰関係委託(表彰式、冊子作製、広報)
合計	2,000	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

「第3次ヘルスプランぎふ21」健康を支える社会環境の整備

(2) 事業主体及びその妥当性

実施主体：県

地域において、健康づくりの推進を担う団体を対象にする。

県民運動として健康づくりを推進するため、県が主体となって事業を行う。

事業評価調書

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
ヘルスプランぎふ21(岐阜県健康増進計画)に基づき、市町村と事業連携し、県民の生涯を通じた健康づくりを継続的に行うため地域団体を支援する。その一環として、コンテストを通じて地域団体を表彰し、地域団体活動の活性化を図る。計画最終年度の令和5年度までの3年間で45団体(年間15団体)を表彰予定。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目標	達成率
表彰地域団体数	0 (R2)			0 (R2)	45 (R5)	% -

指標を設定することができない場合の理由

--

(前年度の取組)

--

(前年度の成果)

--

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・事業の必要性(社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か)
: 必要性が高い、 : 必要性が低い

(評価) ○	ヘルスプランぎふ21は健康増進法第8条に基づく都道府県健康増進計画である。 今後も効果的に計画を推進していくために、事業の必要性が高い。
-----------	---

・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか)

: 概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている、 : まだ期待どおりの成果が得られていない	
(評価) ○	ヘルスプランぎふ21に基づく推進体制として、県及び市町村との共同で事業を進める。
・ 事業の効率性 (事業の実施方法の効率化は図られているか) : 効率化は図られている、 : 向上の余地がある	
(評価) ○	ヘルスプランぎふ21に基づく推進体制として、県及び市町村との共同で事業を進める。

(今後の課題)

・ 事業が直面する課題や改善が必要な事項

(次年度の方向性)

・ 継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	【 課 】
組み合わせる理由や期待する効果 など	

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：衛生費 項：医務費 目：健康増進対策費

事業名 親子で楽しむ健康づくり推進事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 保健医療課 健康増進係 電話番号：058-272-1111 (内線 2548)

E-mail：c11223@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 1,359 千円 (前年度予算額：1,616 千円)

< 財源内訳 >

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	1,616	0	0	0	0	0	0	0	1,616
要求額	1,359	0	0	0	0	0	0	0	1,359
決定額	1,359	0	0	0	0	0	0	0	1,359

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

子供の体力・運動能力は低下傾向にあり、その原因のひとつに、外遊びやスポーツの重要性を軽視し、子供に積極的に体を動かすことをさせなくなったことが文部科学省の中央教育審議会でも答申されている。

また、親の世代も生活習慣により体力的な不安要素が現れる年代となる。

このことから、子供も親も健康を維持するためにも体力の低下を防ぐ必要がある。

南飛騨健康増進センターは県民や一般来訪者が様々な健康法を気軽に楽しみながら学習、体験、実践し、交流できる県民の「健康道場」としての機能がある。これまでは高齢者を対象とした健康寿命を延ばすための心と身体の健康づくりを実践していたが、その対象者を子供とその親の世代まで広げ、それぞれふれあいながら体力向上と身体の健康増進を目指す運動を展開する。

(2) 事業内容

下呂市萩原町四美地区に所在する南飛驒健康増進センターを健康づくり拠点施設として、森林、里山、温泉施設を活用した各種体験講座を親子で楽しみながら、心と体の健康維持を推進する。

「親子で楽しむ健康講座」開催事業

- ・南飛驒健康増進センターの森林や施設を使い、「自然観察」、「キャンプ体験」、「クラフト」、「クッキング」などの、日常的でない健康体験を親子で行うことにより、リフレッシュ効果を得ることを目標とする。
- ・同講座は年間15回開催する。
- ・親子で参加する日帰りのバスツアーを開催し、美濃地域からセンターに県民を誘客し、健康体験講座の受講や温泉施設の利用から、施設利用者の増加を目指す。
- ・バスツアーは年間2回開催する。
- ・2021年に開催される「ねんりんピック」スタッフを養成した後、オリエンテーリングという競技を通じて、南飛驒健康増進センターのフィールドで健康・体力づくりを通年で行われることを目標とする。
- ・講習会は年間1回開催する。

(3) 県負担・補助率の考え方

県 10 / 10

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額(千円)	事業内容の詳細
報償費	270	「親子で楽しむ健康講座」講師への報償費
旅費	100	「親子で楽しむ健康講座」講師への旅費
消耗品費	45	「親子で楽しむ健康講座」に係る消耗品費
印刷製本費	250	「親子で楽しむ健康講座」に係るチラシ印刷費
役務費	24	「親子で楽しむ健康講座」に係るチラシ郵送料
保険料	25	「親子で楽しむ健康講座」に係る保険料
委託料	645	・オリエンテーリングスタッフ養成に係る経費 ・日帰りバスツアー開催に係る費用
合計	1,359	

決定額の考え方

事業評価調査（県単独補助金除く）

新規要求事業
継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
 南飛騨健康増進センターの知名度・魅力を高め、老若男女多くの県民に利用される施設とするとともに、南飛騨の地域特性を活用した県の健康増進の拠点施設とする。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移	現在値	目標	達成率
	(H)	(H) (H)	(H)	(H)	%

指標を設定することができない場合の理由

県の健康増進の拠点施設としての機能を果たしているかどうかの指標は、単に利用者数だけでは判断できないため。

（前年度の取組）

親子で楽しむ健康講座は、感染症対策を行ったうえで 10 回開催し、近隣地域からの参加者を呼び込めた。また、同講座及びキャンプ縄文の利用に関して、下呂市内の他、高山市、中津川市、郡上市の一部の小学校にチラシを 3,000 枚配布して、施設の利用を促した。

（前年度の成果）

小学校 2 校が学校行事としてキャンプ場を利用するなど、今まで利用者が少なかった下呂市内の新規利用が増加している。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ：必要性が高い、：必要性が低い	
(評価)	心と体の健康維持や病気の予防の推進による県民の健康寿命の延伸に資するなど、県の健康づくりの拠点施設として活用していく必要がある。
・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている、：まだ期待どおりの成果が得られていない	
(評価)	センターの知名度が低いという課題はあるが、健康体験講座に対する県民の満足度は高く、平成30年度バス事業についても多くの方の申込・参加をいただいている。
・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ：効率化は図られている、：向上の余地がある	
(評価)	地元関係者を会員とした「南飛騨健康増進センターあり方検討会」などにおいて、事業の実施方法等に関し意見交換等を行っている。

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項 センターの知名度を向上させるための積極的なPRを実施するとともに、センター単発ではなく、民間の知恵や南飛騨地域の特性・資産等を活用した誘客事業を行う必要がある。

(次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 更なる誘客のため、知名度向上のための積極的なPRや魅力ある健康体験講座の設定、民間の知恵や南飛騨地域の特性・資産を活用した誘客事業などに取り組んでいく。
--

予 算 要 求 資 料

令和 3 年度当初予算 支出科目 款：衛生費 項：保健予防費 目：精神保健費

事業名 災害派遣精神医療チーム体制整備事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 保健医療課 精神保健福祉係 電話番号：058-272-1111 (内 4806)

E-mail：c11223@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 1,938 千円 (前年度予算額：2,331 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄 附 金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	2,331	624	0	0	0	0	0	0	1,707
要求額	1,938	478	0	0	0	0	0	0	1,460
決定額	1,938	478	0	0	0	0	0	0	1,460

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

- ・大地震や豪雨といった災害時に被災地に迅速に駆けつけ、精神医療活動を行う災害派遣精神医療チーム (D P A T) の整備を行っている。
- ・災害時等の精神科疾患患者の医療の確保、災害、犯罪、事故等の被害者の、P T S D (心的外傷後ストレス障害) をはじめとする様々な心理的な反応への専門的なケアが必要である。
- ・上記の専門的な精神医療を被災地に提供できるよう D P A T チームを養成する。岐阜県 D P A T 協定を締結した医療機関を対象に、災害精神医療の基礎から、現場で活動するためのノウハウの習得を目標に研修を行う。

(2) 事業内容

- ・岐阜県 D P A T 研修の開催
- ・D P A T 隊員連絡会議の開催
- ・厚生労働省の行う D P A T 研修への参加費用
- ・D P A T 活動に係る物品の整備
- ・現場で危険にさらされる隊員に対する保険料

(3) 県負担・補助率の考え方

一部 国 1 / 2 県 1 / 2 その他 県負担のみ

(4) 類似事業の有無

無し

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
人件費	309	D P A T 研修
旅費	459	D P A T 事務局主催研修、岐阜県 D P A T 研修講師旅費
消耗品費	165	事務用品
会議費	25	お茶代 弁当代
通信運搬費	40	郵送・電話代
保険料	850	D P A T 隊員用保険料、活動用医師賠償責任保険
使用料	90	研修会場・連絡会議会場借り上げ
合計	1,938	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 事業主体及びその妥当性

岐阜 D P A T 隊員は、精神科病床を有する病院から推薦のあった者を県が登録を行い、また、災害時には、県からの要請に基づき出動する。岐阜 D P A T 隊員が災害現場で安心して活動するための保険料の他、D P A T 連絡会議や有事の際に現場で活動する岐阜県 D P A T のための県主催研修により D P A T の連携強化や技能の向上に貢献するものであり、県負担は妥当。

事業評価調査書（県単独補助金除く）

新規要求事業
継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか。
 D P A T 研修、連絡会議を開催し県内の D P A T の連携体制と技能の向上を図るとともに、大規模災害時等にチームを円滑に派遣するための準備を行う。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目標	達成率
県主催の D P A T 研修参加チーム数	0 (H27)	3 (H29)	5 (H30)	11 (R2)	18 (R3)	61.1%

指標を設定することができない場合の理由

（前年度の取組）

・岐阜県 D P A T 研修の開催
 岐阜 D P A T チーム養成のための研修を精神科病院の職員を対象として開催 (R1.7.6,7 開催)
 ・ D P A T 事務局が主催する研修に職員及び統括者を派遣。

（前年度の成果）

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
 研修を実施し、平成 3 0 年度に引き続き D P A T 隊員を養成することにより、派遣体制が強化された。また、 D P A T 事務局主催の研修に統括者等を派遣することにより、調整本部の体制強化を図ることができた。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ：必要性が高い、：必要性が低い 	
(評価)	災害時の精神保健医療の確保のために必要。D P A T 隊員が災害現場で安心して活動するための保険料の他、D P A T 連絡会議や研修会によりD P A T の連携強化や技能の向上に貢献するものであるため、その必要性は高いと思われる。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている、：まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価)	岐阜D P A T 隊員の登録者を増やすことができている。また、既に登録されたD P A T 隊員が再度研修を受講することにより、隊員の質の維持・向上が図られていると考える。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ：効率化は図られている、：向上の余地がある 	
(評価)	岐阜D P A T の連携機能及び体制の強化を目的として、国の活動要領に則り、研修を効率的に実施している。

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 引き続き、災害時の精神保健医療体制の充実のために継続していく。 D P A T チームの増加や、先遣隊の登録などを行い、発災直後からの継続的な支援を行う必要がある。 D P A T は、災害時の急性期から中長期のメンタルケアニーズを担う重要な組織体制であるため、今後も当該事業を継続していく。
--

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 災害派遣精神医療チームは、災害時の急性期から復興期を担う重要な組織であるため、今後も当該事業を継続していく。災害に備えて、D P A T の資質の向上及び派遣体制を整える。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	【 課 】
組み合わせる理由や期待する効果 など	

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：衛生費 項：保健予防費 目：精神保健費

事業名 精神障がい者地域包括ケアシステム構築推進事業

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 保健医療課 精神保健福祉係 電話番号：058-272-1111(内 2545)

E-mail：c11223@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 1,926 千円 (前年度予算額 1,841 千円)

< 財源内訳 >

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄 附 金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	1,841	920	0	0	0	0	0	0	921
要求額	1,926	963	0	0	0	0	0	0	963
決定額	1,926	963	0	0	0	0	0	0	963

2 要求内容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

長期入院の精神障がい者の地域移行を進めるにあたっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組と地域住民の理解を促す必要がある。

そこで、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置し、精神障がい者の地域移行に係る課題を共有し、他職種による支援体制の構築を検討し、早期退院及び地域での受け入れ体制の整備を行う。

(2) 事業内容

ア：精神障がい者地域移行・地域定着推進会議

保健所において、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置し、地域の課題と地域移行・定着の目標を共有し、精神障害にも対応した包括的な取組について検討する。

イ：【新】地域移行関係職員研修会

精神科病院、障害福祉サービス事業所、介護保険サービス事業所等の職員に対し、精神障がい者の地域移行に関する研修会を開催する。

ウ：企画会議・ケース会議

他職種により支援している地域の精神障がい者について、必要な支援の検討や支援の評価を行う。

(3) 県負担・補助率の考え方

国 1 / 2 県 1 / 2

(4) 類似事業の有無

無し

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額(千円)	事業内容の詳細
報償費	1,218	会議の報償費
旅費	274	業務旅費、費用弁償
消耗品	80	事務用品
燃料費	35	公用車の燃料費
役務費	54	通信運搬費
委託料	265	地域移行支援関係者の研修
合計	1,926	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

- ・ 岐阜県障がい者総合支援プラン
- ・ 第5期障害福祉計画(国)に係る基本指針

事業評価調査書（県単独補助金除く）

新規要求事業
継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
 精神障がい者が住み慣れた地域で生活を送ることができるよう、入院患者への地域生活への移行に向けた支援並びに地域生活が継続するよう支援を推進する。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移	現在値	目標	達成率
入院後3か月経過時点の退院率	62% (H25)	67.9% (H28)	68.8% (H29)	69% (R5)	99.7%
入院後1年経過時点の退院率	90% (H25)	90.9% (H28)	89.6% (H29)	92% (R5)	97.4%

指標を設定することができない場合の理由

--

（前年度の取組）

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）
 各保健所において、精神障がい者の地域移行の推進に向けた関係機関との推進会議を実施した。

（前年度の成果）

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
 地域移行推進会議を開催し、精神障がい者の支援に係る体制整備や、困難事例の解決に向けた検討を実施した。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ：必要性が高い、：必要性が低い 	
(評価)	精神障がい者が退院して地域で安心して生活するには、地域の理解と関係機関の協力体制が必須である。県（保健所）は関係機関の連携調整およびその体制づくりを行う必要がある。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている、：まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価)	医療機関では入院患者の早期退院の意識が高まり、入院中から積極的な支援が行われている。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ：効率化は図られている、：向上の余地がある 	
(評価)	精神障がい者への個別的な支援は障害者総合支援法による個別給付となったことで、県（保健所）は、地域のコーディネーターとしての役割が明確となり効率化が図られた。

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 精神障がい者の地域移行が推進するための体制の構築。

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 精神障がい者が安心して地域に移行できるよう、地域や医療・福祉の関係機関の理解を深め、連携が図れる体制を、精神保健福祉圏域ごとに保健所が中心となり構築していく。
--

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	【 課 】
組み合わせる理由や期待する効果 など	

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：衛生費 項：保健予防費 目：精神保健費

事業名 ひきこもり地域支援センター事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 保健医療課 精神保健福祉係 電話番号：058-272-1111(内 2544)

E-mail：c11223@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 6,957 千円 (前年度予算額 6,626 千円)

< 財源内訳 >

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	6,626	3,313	0	0	0	0	0	0	3,313
要求額	6,957	3,478	0	0	0	0	0	0	3,479
決定額	6,957	3,478	0	0	0	0	0	0	3,479

2 要求内容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

内閣府の調査では、若年層¹及び中高年層²のひきこもりが約115万人を超えと言われ、ひきこもりの長期化と高齢化が社会問題となっている。

ひきこもりの状態が長期化すると、年齢に応じた社会体験の機会が奪われ、自立した生活が困難となり、生活保護者の増加につながる可能性が高い。

岐阜県では平成28年6月に精神保健福祉センター内に「ひきこもり地域支援センター」(以下「センター」という。)を開設し、関係機関と連携し支援を展開している。

令和3年度は、県内のひきこもり状況調査結果やセンター事業の課題を踏まえ拡充した前年度のセンター事業をより充実させる予定である。

1：2015年調査 2：2018年調査

(2) 事業内容

ひきこもり地域支援センター設置運営事業

ア 相談支援事業

- ・当事者や家族への個別相談、グループミーティング
- ・精神科医師による医療アセスメント事業
- ・ライフプラン学習会
- ・圏域での個別相談会、学習会

- ・圏域でのグループミーティング
- ・圏域ごとの居場所づくり
- ・【新】ひきこもり家族向けテキストの作成

イ 普及啓発事業

- ・県民を対象とした「ひきこもり講座」の開催
- ・【新】ひきこもり地域支援センターリーフレット作成
- ・相談啓発カードの作成

ウ 人材養成事業

- ・ひきこもりの支援者を対象とした地域支援者研修会の開催
- ・保健所や市町村のケア会議への参画と技術指導
- ・ひきこもり支援コーディネーターの研修受講及び国会議
- ・多職種専門チームの派遣
- ・市町村における居場所立ち上げ支援
- ・【新】居場所に関する研修会

エ 支援体制整備事業

- ・ひきこもり地域支援連携会議の開催
- ・地域の関係機関や支援団体とのひきこもり圏域会議の開催

ひきこもりサポーター養成研修

(3) 県負担・補助率の考え方 国 1 / 2 県 1 / 2

(4) 類似事業の有無 無し

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額(千円)	事業内容の詳細
報償費	1,120	相談員、協議会委員の報償費
旅費	1,127	連携会議委員の費用弁償 / センター職員旅費
消耗品	281	事務費
燃料費	50	相談会やケア会議での公用車
会議費	86	グループミーティング用のお茶等
印刷製本費	1,030	リーフレット作成
役務費	241	通信運搬費、グループミーティング保険料
委託料	3,010	圏域居場所事業
負担金	12	全国ひきこもり地域支援センター連絡協議会負担金
合計	6,957	

決定額の考え方

事業評価調書

新規要求事業
継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
 ひきこもりに悩む当事者や家族を、適切な支援に結び付けることを目的に、ひきこもり地域支援センターを設置し、関係機関と連携して、当事者の自立を支える。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移	現在値	目標	達成率

指標を設定することができない場合の理由

相談支援を中心とした業務のため、目標値を設定することになじまない。

(前年度の取組)

- ・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）
- ・個別相談、当事者及び家族のグループミーティング(各月1回)、医療アセスメント、研修会等を開催。
- ・岐阜圏域以外の相談の機会として、圏域相談会を11回（7地域）開催。
- ・5圏域の連携会議を開催し、市町村の支援者への技術援助及び地域の課題を共有。
- ・県ひきこもり地域支援連携会議を開催し、関係機関と支援のあり方について検討。

(前年度の成果)

- ・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
- ・相談件数

	4月	5月	6月	7月	8月
電話	18	17	26	20	16
面談	6	3	3	8	7
- ・グループミーティング

	4月	5月	6月	7月	8月
継続家族	中止	中止	中止	31	9
新規家族	中止	中止	中止	中止	2
本人	中止	中止	5	2	5

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ：必要性が高い、：必要性が低い 	
(評価)	ひきこもりの方の背景は様々であることから、自立を支援するためには、課題に応じ、保健・医療・福祉・教育・労働・民間団体等々との連携を図りながら支援することが必要なため。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている、：まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価)	昨年同様、電話相談、面談相談ともに高い件数で推移している。また、医療アセスメント事業、昨年度同様に利用者が多い。（ひきこもりフリースペース事業はコロナウイルス感染予防のため中止している。）
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ：効率化は図られている、：向上の余地がある 	
(評価)	5圏域において相談会を開催しており、開催回数は昨年より増加し、相談者数も増加する見込みである。ひきこもり地域支援センターに来所できない方の相談の機会を作り、相談者数を増やす工夫を行っている。

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 県内のひきこもりの支援機関の実態把握に努め、県民の身近な地域での支援体制構築を図る。
--

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか ・地域の関係機関（市町村、保健、福祉、教育関係者、民間支援団体など）との相互理解を深め、県民の身近なところで継続して相談・支援が受けられる体制の整備、切れ目のない支援を行うための関係機関のネットワークづくりを行う。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	【 課 】
組み合わせて実施する理由や期待する効果 など	

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：衛生費 項：保健予防費 目：精神保健費

事業名 地域自殺対策推進センター事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 保健医療課 精神保健福祉係 電話番号：058-272-1111(内 2545)

E-mail：c11223@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 724 千円 (前年度予算額：649 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄 附 金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	649	324	0	0	0	0	0	0	325
要求額	724	362	0	0	0	0	0	0	362
決定額	724	362	0	0	0	0	0	0	362

2 要求内容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

平成28年4月に自殺対策基本法が改正され、都道府県及び市町村において自殺対策計画を策定することが義務付けられた。県の働きかけや策定支援の結果、令和元年度末時点では全ての市町村で地域自殺対策計画が策定済みとなった。今後も自殺対策の推進のための進捗管理及び支援をしていく。

県においては、「第3期自殺総合対策行動計画」(H30~H35)に基づいて、計画的な自殺対策を推進した結果、自殺者数は減少傾向にあるが、引き続き、予防の観点からもより一層の対策を強化していく。

<岐阜県の自殺者数>

人口動態統計

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
自殺者数	426	460	425	385	408	376	347	331	328
交通事故死	169	144	149	137	106	124	105	92	96

(2) 事業内容

1) 地域自殺対策指導者養成研修会

自殺未遂者や自死遺族への支援を行う関係者の資質向上を目指す。

2) 市町村への情報提供、計画推進支援等

ア 圏域連絡会を保健所毎に開催

イ 情報提供(随時)

ウ 市町村の個別事例相談

(3) 県負担・補助率の考え方

国 1 / 2 県 1 / 2

(4) 類似事業の有無

無し

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額(千円)	事業内容の詳細
報償費	188	研修会講師、圏域会議講師
旅費	349	研修会、センター職員旅費
消耗品	146	事務費
会議費	1	協議会等のお茶
役務費	30	通信運搬費
使用料及び賃借料	10	圏域連絡会議の高速道路使用料
合計	724	

決定額の考え方

事業評価調書

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

- ・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
地域自殺対策推進センターを設置し、保健・福祉・医療・労働・教育・警察等関係機関と連携を図りながら、市町村等に対し適切な助言や情報提供を行うことで、全ての市町村等において地域の実情に応じた自殺対策が総合的かつ効率的に推進されることを目指す。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移	現在値	目標	達成率
自殺対策計画を策定する市町村数	1市町村 (H28)	37市町村 (H30)	42市町村 (R1)	42市町村 (R3)	100%

指標を設定することができない場合の理由

(前年度の取組)

- ・事業の活動内容(会議の開催、研修の参加人数等)
- ・自殺対策の重点的課題である「子ども・若者対策」として、「SOSの受け止め方」に関する研修や、「SOSの出し方教育の事例を基にガイドを作成し紹介」、又、「自殺未遂者への支援」に関する研修を中心に地域自殺対策指導者研修会を開催した。
- ・精神保健福祉センターにおいて、自殺対策に関する情報収集や分析を行い、センターホームページへの掲載や市町村への情報提供を行っている。また、自死遺族の会への支援を通じて、自死遺族等が必要とする様々な支援情報を収集している。
- ・各保健所において、精神保健福祉センターとともに市町村が策定する自殺対策計画の推進状況を確認し、求めに応じて支援を行った。

(前年度の成果)

- ・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
- ・地域自殺対策指導者養成研修会等(年3回開催)
- ・保健所が開催する地域自殺対策計画圏域会議や市町村の自殺対策実務者会議等において、情報提供や自殺対策推進に向けた支援を行った。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ：必要性が高い、：必要性が低い	
(評価)	自殺の原因の背景は様々であることから、課題に応じ、保健・医療・福祉・教育・労働・民間団体等々との連携を図りながら支援することが必要なため。
・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている、：まだ期待どおりの成果が得られていない	
(評価)	市町村に対し、研修会や情報提供を行い、自殺対策計画策定のためのスキルの向上を図ることができ、一部の市町村は計画策定準備にとりかかり始めた。
・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ：効率化は図られている、：向上の余地がある	
(評価)	自殺総合対策大綱の閣議決定のタイミングで研修会を開催するなど、タイムリーに事業を実施している。

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項 市町村自殺対策の推進に向けた技術的支援を行う。 市町村自殺対策計画策定後の進捗管理や評価の進め方等の市町村への技術的支援を行う。	
--	--

(次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 地域自殺対策推進センターにおいて、市町村が自殺対策計画を推進するために必要な研修会の開催や情報提供、及び市町村計画の進捗状況等の確認と支援を行う。	
---	--

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：衛生費 項：保健予防費 目：成人病予防費

事業名：心臓リハビリテーションネットワーク事業費

< 地域医療介護総合確保基金 >

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 保健医療課 健康増進係 電話番号：058-272-1111 (内 2548)

E-mail：c11223@pref.gifu.lg.jp

1 事業費：3,489 千円 (前年度予算額：3,589 千円)

< 財源内訳 >

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	繰入金	県 債	一 般 財 源
前年度	3,589	0	0	0	0	0	3,589	0	0
要求額	3,489	0	0	0	0	0	3,489	0	0
決定額	3,489	0	0	0	0	0	3,489	0	0

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

心疾患は、急性期の救急医療から回復期を通じて、関連機関が連携して治療とリハビリテーションを行うことが重要である。しかしながら、心臓リハビリテーションは急性期からの180日間は診療報酬によることができるが、以降は認められていない。このため、循環器系医療の専門家を中心に医療機関やスポーツクラブなどをネットワーク化し、質の高い医療の確保、心臓リハビリテーションによる再発予防等をおして患者のQOLの向上や県民への啓発を図る。

平成27～平成29年度の委託事業及び平成30～平成31年度の補助事業により岐阜圏域のネットワーク体制は構築されつつあるが、当県の急性心筋梗塞による年齢調整死亡率は全国と比較すると男女とも高いため、さらにネットワーク体制を強化し、他圏域への拡大を図る必要があり、特定非営利活動法人岐阜心臓リハビリテーションネットワークに補助を継続する。

また、心臓リハビリテーションのネットワーク体制を他圏域へ拡大するにあたり、保健所との連携を図る。

(2) 事業内容

非特定営利活動法人岐阜心臓リハビリテーションネットワークが実施する以下の事業に対し、補助する。

ア 心臓リハビリテーションネットワーク会議の運営

・循環器系医療の専門医、かかりつけ医、理学療法士、スポーツクラブ指導者等が連携したネットワーク会議の運営をする。

イ 心臓リハビリテーショントレーナーの養成

- ・心臓リハビリテーションを実施する養成研修会を開催する。
- ウ 心臓リハビリテーション地域連携パスの作成・運用
 - ・急性期から在宅医療まで円滑に治療とリハビリテーションが受けられる連携パスを作成し、及び運用する。
- エ 心臓リハビリテーションネットワークシステムによるリハビリテーションの推進
 - ・医療機関及びスポーツクラブにおいて、患者情報を共有するシステムにより、維持期の心臓リハビリテーションを行う。
- オ 県民への啓発
 - ・心臓リハビリテーションの啓発と県民の健康づくりへの関心を高めるための県民公開講座、ホームページの運営等を行う。
- 保健所との連携
 - ・心臓リハビリテーションのネットワーク体制を他圏域へ拡大するため、各保健所は、関係機関との調整等について連携する。

(3) 県負担・補助率の考え方

心疾患による死亡率は年々増加傾向にあり、急性期、回復期、在宅療養期を通じて、質の高い医療の確保や心臓リハビリテーションによる再発予防等が重要であるため、県が財政負担することは妥当である。

国 2 / 3 県 1 / 3 (地域医療介護総合確保基金)

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額(千円)	事業内容の詳細
旅費	52	保健所担当者旅費
需用費	192	事務用消耗品購入費
役務費	192	通信運搬費
補助金	3,053	運営協議会、県民公開講座等に要する経費
合計	3,489	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

県健康増進計画「第3次ヘルスプランぎふ21」は、「心疾患の年齢調整死亡率の減少」を重点においており、県は、保健医療専門家、地域や職域の関係機関と連携協働し、計画を推進することとしている。

(2) 国・他県の状況

国の健康増進計画「健康日本21(第2次)」において、国及び都道府県は、広く住民の健康を支援する企業、民間団体等の参加協力を得て、健康づくりの環境を整備することとしている。

(3) 事業主体及びその妥当性

保健医療計画等で、心臓リハビリテーションによる再発予防等をめざし、循環器系

医療の専門家を中心とした医療機関やスポーツクラブ等のネットワーク体制が構築されることをめざしているため、県が補助することは妥当である。

事業評価調書

新規要求事業
継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
平成27年度～令和2年度は、急性期から回復期を通じて、循環器医療専門家、かかりつけ医、スポーツクラブ等が連携して治療とリハビリテーションを行うことができるネットワーク化を進めた。今後、4圏域への拡大を令和5年度頃までに図る。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目標	達成率
心臓リハビリテーションのネットワークが構築された圏域	0圏域 (H26)	圏域 ()	圏域 ()	1圏域 (R2)	5圏域 (R5)	% 20

指標を設定することができない場合の理由

--

(前年度の取組)

- ・事業の活動内容(会議の開催、研修の参加人数等)
 - ・ネットワーク会議 2回 延べ21名
 - ・ワーキング会議 10回 延べ126名
 - ・地域連携パス 作成数1550部
 - ・CR-GNet 認定トレーナー講習会 新型コロナウイルス感染症防止のため中止

(前年度の成果)

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
心疾患に係る関係機関が情報共有するため関係者会議や地域連携クリティカルパスを作成するなど関係機関が情報を共有し、連携して治療とリハビリが行われる体制が構築されつつある。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ：必要性が高い、：必要性が低い	
(評価) ○	心疾患は、死因の上位をしめており、再発予防、重症化予防に努めることは、県民の生活の質の向上のために必要性が高い。
・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている、：まだ期待どおりの成果が得られていない	
(評価)	岐阜圏域では、心疾患の急性期から回復期、維持期を通じて治療と心臓リハビリテーションを行える体制が構築されつつある。
・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ：効率化は図られている、：向上の余地がある	
(評価) ○	循環器医療専門家を中心とする「非営利活動法人岐阜心臓リハビリテーションネットワーク」は、多くの心疾患患者の治療経験に基づき、リハビリテーションプログラムの開発と普及が可能であり、効率的に効果をあげることができる。

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項 心疾患による死亡の減少を目指すためには、急性期を脱した患者が再発しないための心臓リハビリテーションプログラムの開発が必要であり、岐阜圏域だけではなく、県内5圏域に拡大する必要がある。
--

(次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 心疾患による死亡の減少を目指すためには、本事業を継続し、心臓リハビリテーションプログラムの開発と実践によるネットワーク化の体制整備を進め、保健所と連携し県内5圏域への拡大を図る。

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：衛生費 項：保健予防費 目：成人病予防費

事業名 糖尿病対策推進事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 保健医療課 健康増進係 電話番号：058-272-1111 (内 2552)

E-mail：c11223@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 1,270 千円 (前年度予算額：1,270 千円)

< 財源内訳 >

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	1,270	635	0	0	0	0	0	0	635
要求額	1,270	635	0	0	0	0	0	0	635
決定額	1,270	635	0	0	0	0	0	0	635

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

岐阜県保健医療計画及び岐阜県健康増進計画に基づき、地域における糖尿病の発症予防及び重症化予防、合併症の発症予防のための対策を推進するために岐阜県糖尿病対策推進協議会を設置する。また、地域における糖尿病対策及び医療体制の構築を推進する。

(2) 事業内容

糖尿病対策地域ネットワーク事業

- 各保健所による「糖尿病対策地域ネットワーク会議」等の開催
地域の糖尿病対策の現状に応じたフォロー体制の構築、予防及び医療関係者による検討会や学習会の開催
- 糖尿病対策保健指導従事者研修の開催
糖尿病予防及び重症化予防のため、保健指導従事者育成研修会の開催

岐阜県糖尿病対策推進協議会の開催

- 糖尿病対策向上のため、関係者で組織する県糖尿病対策推進協議会経費

(3) 県負担・補助率の考え方

- 岐阜県糖尿病対策推進協議会負担金交付

負担金の交付の対象となる事業は、糖尿病の発症予防及び重症化予防、合併症予防のための体系的な事業展開を協議するための協議会運営事業とする。

- (4) 類似事業の有無
・ 無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額 (千円)	事業内容の詳細
報償費	541	糖尿病対策地域ネットワーク事業報償費、研修会講師報償費
旅費	333	委員及び講師費用弁償、保健所業務旅費
需用費	48	会議資料
役務費	27	電話・郵送料
使用料	6	E T C 使用料
負担金	315	岐阜県糖尿病対策協議会負担金
合計	1,270	

決定額の考え方

4 参考事項

- (1) 各種計画での位置づけ

岐阜県保健医療計画、岐阜県医療費適正化計画、及び岐阜県健康増進計画に基づき、糖尿病の発症及び重症化予防対策を推進する。

- (2) 国・他県の状況

厚生労働省健康局長通知「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針の全部改正について」

- (3) 後年度の財政負担

継続

- (4) 事業主体及びその妥当性

岐阜県糖尿病対策協議会設立により、糖尿病対策にかかわる連携の輪が県内に広がり、岐阜県の糖尿病対策の要となっている。特に、糖尿病の発症予防と治療の質の向上を図ることにより県民の健康増進に寄与している。

事業評価調書（県単独補助金除く）

新規要求事業
継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
 地域の糖尿病対策に係る関係者による連絡会議を各圏域で開催し、地域の糖尿病の実態の共有、境界域患者のフォロー体制の確立や事後指導の強化等、関係機関とのネットワークの構築を図り、岐阜県の糖尿病対策を推進する。
 また、安全で効果的な栄養指導、運動指導が実施されるよう保健指導従事者等に対する研修会により資質を向上させることを目指す。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目標	達成率
保健所糖尿病ネットワーク会議等の開催	(H)	5 保健所 (H22)	7 保健所 (H28)	7 保健所 (R2)	維持 (R3)	100%

指標を設定することができない場合の理由

--

（前年度の取組）

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）
 （ 1 ）糖尿病対策地域ネットワーク事業：会議・研修会の開催
 （ 2 ）岐阜県糖尿病対策推進協議会：協議会、総会、県民セミナーの開催

（前年度の成果）

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
 各地域で糖尿病ネットワーク事業を実施することにより、地域における健康課題が明らかとなり、糖尿病の発症予防から重症化予防までの切れ目ない連携が進み、地域の実情に応じた取組みが推進された。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ：必要性が高い、：必要性が低い 	
(評価)	<p>保健所が主体となり、保健・医療関係者のネットワークを図ることで、地域の課題やその対策について共有することができる。県は糖尿病対策に関する保健指導従事者に対して研修等で技術的支援を実施する役割がある。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている、：まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価)	<p>糖尿病等の生活習慣病予防の健康づくりを推進するため、市町村及び県の保健師の資質向上を目的とする支援は継続していく必要がある。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ：効率化は図られている、：向上の余地がある 	
(評価)	<p>地域の糖尿病予防対策を検討し推進していくために、保健所ごとのネットワーク会議の開催は有効である。</p>

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 生活習慣病の発症及び重症化予防を強化するため、岐阜県糖尿病重症化予防プログラムの実践を支援し、かつ更なる医療・保健関係者資の質向上に向けた支援が必要である。また、地域・職域連携推進事業や保険者協議会等と連携し、被用者保険からの一貫した取組み推進が必要である。

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 糖尿病対策に取り組む関係機関で設置している岐阜県糖尿病対策推進協議会を通して連携を図り、県下の糖尿病対策の取組を強化する。
--

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	【 課 】
組み合わせる理由や期待する効果 など	

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：衛生費 項：保健予防費 目：成人病予防費

事業名 慢性腎臓病（CKD）対策推進事業費

（この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください）

健康福祉部 保健医療課 健康増進係 電話番号：058-272-1111（内 2552）

E-mail：c11223@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 2,987 千円（前年度予算額：2,399 千円）

< 財源内訳 >

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	2,399	1,199	0	0	0	0	0	0	1,200
要求額	2,987	1,493	0	0	0	0	0	0	1,494
決定額	2,987	1,493	0	0	0	0	0	0	1,494

2 要求内容

（1）要求の趣旨（現状と課題）

腎疾患は、重症化すると血液透析をはじめとする腎代替法が必要となるほか循環器系疾患のリスクも高く、健康や生活の質に重大な影響を及ぼす。

平成19年10月 厚生労働省腎疾患対策検討会が我が国における腎疾患対策のあり方について検討を行い、腎疾患対策の方向性を示した「今後の腎疾患対策のあり方について」を取りまとめた。その後10年間の対策により、一定の成果が現れる一方で、透析患者数が減少傾向となるまでには至っておらず、今後高齢化が進む中で、生活習慣病に由来する腎疾患患者数が増加すると予測される。

平成30年7月 厚生労働省腎疾患対策検討会が「腎疾患対策の更なる推進を目指して(報告書)」を取りまとめ、CKDに関する正しい知識の普及とCKD対策に必要な人材育成等を図ることを目的としている。

（2）事業内容

CKD対策推進協議会の設置・開催

腎臓専門医、かかりつけ医師、薬剤師、保健師、栄養士等代表などにより岐阜県におけるCKD対策の在り方を協議し、以下の事業を実施する。

・医療連携マニュアル、CKD連携手帳の作成

- ・地域の医療従事者への研修会の開催
 - ・県民への普及啓発（講演会の開催、新聞広告での啓発）
- 各地域における連携体制の構築
- ・県対策推進協議会の課題等を踏まえ、地域で慢性腎臓病に対する実態を共有し、地域の実情に応じた連携体制の構築
- C K D 医療連携ワーキンググループの開催（県医師会委託事業）
- ・C K D 医療連携マニュアルの協議、周知
 - ・特定健診受診者におけるC K D 早期発見・早期指導、小児C K D 対策等の協議

(3) 県負担・補助率の考え方

国負担：国庫補助 1/2（慢性腎臓病（C K D）特別対策事業）

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

(単位:千円)

事業内容	金額	事業内容の詳細
報償費	610	講師・協議会委員報償費
旅費	269	講師・協議会委員旅費、保健所等業務旅費
需用費	998	医療連携マニュアル、C K D 連携手帳等
役務費	55	電話、郵送料
委託料	978	県医師会委託事業
使用料及び賃借料	77	研修及び協議会会場費
合計	2,987	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

- ・第3次ヘルスプランぎふ21（岐阜県健康増進計画）
- ・第7期岐阜県保健医療計画

(2) 国・他県の状況

腎疾患は、2028年までに年間新規透析導入患者数を35,000人以下に減少させるという数値目標を設定し、C K D の発症・進展予防を喫緊の課題としている。（新経済・財政再生計画改革工程表2018）

(3) 事業主体及びその妥当性

県としては、C K D を早期に発見・診断し、良質で適切な治療を早期から実施・継続できる診療体制を構築し、C K D の重症化予防の徹底とC K D 患者のQ O L の維持向上を図ることが必要である。

事業評価調書

新規要求事業
継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

- ・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
C K Dに対する社会的認知度を高め、潜在的なC K D患者の発見に努める。
C K D予備群の重症化予防のため、保健・医療等の関係機関の適切な保健指導・治療を早期から実施・継続できる体制を図る。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目標	達成率
C K Dを知っている人の割合の増加	21.5% (H28)	(H)	(H)	21.5% (H28)	50% (R4)	%
糖尿病患者のうち新規に人工透析を導入した人の減少	271人 (H27)	(H)	(H)	271人 (H27)	254人以下 (R3)	%

指標を設定することができない場合の理由

(前年度の取組)

- ・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）
- ・C K D対策推進協議会の開催 3回
- ・医療従事者を対象とした研修会の開催 1回
- ・各地域での連携体制の構築（会議・研修会）3保健所
- ・新聞での普及啓発

(前年度の成果)

- ・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
- ・C K D患者に早期に介入し治療につなげるとともに、継続した医療を提供できる体制について検討を始めた地域もある。
- ・C D Kの指標（eG F R）を生かした保健指導を実施し、質のよい保健指導を提供できるよう体制を整備する。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ：必要性が高い、：必要性が低い 	
(評価)	年々増加傾向にあるCKDは人工透析の予備群であり、生命や生活の質に重大な影響を与える疾患であるが、社会的認知度が低く、腎機能異常に気付いていない潜在的CKD患者が多数存在すると推測される。そのため、CKDの社会的認知度を高め、保健・医療関係機関の連携によるCKDの早期発見・予防に向けた取り組みを推進する必要性が高い。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている、：まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価)	CKD患者に早期介入、継続した医療を提供できる体制についての検討が進んでいる。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ：効率化は図られている、：向上の余地がある 	
(評価)	CKD患者数の多さ、腎臓専門医の少なさを考えると、専門医療機関とかかりつけ医の連携が重要となる。今後は、各圏域において医療連携体制を整えるとともに、CKD医療連携パスの運用を図る。

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・地域におけるCKD診療体制の充実 ・腎疾患の原因となる生活習慣病対策や糖尿病性腎症重症化予防プログラム等も含め、地域の実情に応じた腎疾患対策の実施 ・県民への普及啓発の実施

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・CKDを早期に発見・診断し、適切な治療を早期から実施・継続できる診療体制を構築する。 ・CKDに関する基本的な知識を有する人材を育成し、かかりつけ医等との連携によるCKD診療体制の充実につなげる。 ・県民全体にCKDについて普及啓発する。
--

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	【 課 】
組み合わせる理由や期待する効果 など	

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：衛生費 項：保健予防費 目：成人病予防費

事業名 がん情報ポータル普及事業

健康福祉部保健医療課健康推進室がん対策係 電話番号：058-272-1111(内 2559)

E-mail：c11223@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 3,861 千円（前年度予算額：3,863 千円）

< 財源内訳 >

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	繰入金	県債	一 般 財 源
前年度	3,863	1,931	0	0	0	0	0	0	1,932
要求額	3,861	1,930	0	0	0	0	0	0	1,931
決定額	3,861	1,930	0	0	0	0	0	0	1,931

2 要求内容

(1) 要求の趣旨（現状と課題）

2人に1人ががんに罹患する時代にあって、がんは県民にとって身近な病気と言える。がんに関する情報は、インターネットに手軽にアクセスでき、簡単に得られる環境となっているが、科学的根拠に基づいていない誤った情報も多く含まれており、正しい情報の取捨選択が必要となる。

県民が必要と感じた時に、自分に合った正しいがん情報を適時入手し、適切な選択ができるよう、岐阜県民に向けた総合的ながん情報ポータルサイト（がん予防からがん医療及び緩和ケア、がん検診、がん統計情報、地域の相談窓口や利用できるサービス等）を運営整備し、内容の充実を図る。

(2) 事業内容

ア ポータルサイトを活用した情報発信（内容の拡充）

県民向けがん情報ポータルサイト“ぎふがんねっと”の内容を充実させ、がんに関する正確で新しい情報を幅広く提供する。

イ がん患者療養サポートブックの作成

がんの告知を受けた人やその家族が、すぐに相談窓口等にアクセスできるように、がんの治療や療養生活におけるサポートブックを作成し、県内のがん診療連携拠点病院等に配置する。

ウ 県民公開講座の開催

当県におけるがんの現状やがんに関する最新の情報について、県民向けの講演会を開催し、がんに対する理解を深める。

(3) 県負担・補助率の考え方

国の第3期がん対策推進基本計画及び第3次岐阜県がん対策推進計画において、がん患者ががんと共に自分らしく豊かに生きるための支援を行う必要性が明記されており、県民の理解の促進及び、がん患者が正しい情報を入手しやすい体制づくりは、県として実施すべき事業であり妥当である。

・都道府県健康対策推進事業費(6)活用；国 1/2 県 1/2 負担

(4) 類似事業の有無 無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額(千円)	事業内容の詳細
旅費	19	業務旅費
需用費	48	消耗品費
役務費	48	通信運搬費
委託料	3,746	業務委託先：岐阜大学医学部附属病院
合計	3,861	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

第3次岐阜県がん対策推進計画

(2) 国・他県の状況

がんに関する情報収集と提供については、がん対策基本法第18条において国及び地方公共団体の役割とされている。また、国は第3期がん対策推進基本計画において、がんに関する知識の普及啓発等により「がんと共生社会」を目指して取り組んでいくことが明記されている。

(3) 後年度の財政負担

がんに関する情報はがん検診等県民にとって身近なものから、ゲノム医療等専門的な内容まで多岐に渡り、日々新しい情報を発信し続けていく必要がある。 県 1/2 負担

(4) 事業主体及びその妥当性

都道府県がん診療連携拠点病院である岐阜大学医学部附属病院は当県におけるがん診療に関する中心的な役割を担っており、県内のがん医療に関する様々な情報を把握し、県民への情報提供を行っている。県民にとってがんに関する医療と患者支援の情報や地域の取組等が一元化してアクセスできる体制の利便性は高く評価できることから、上記事業を岐阜大学医学部附属病院に委託して実施することは妥当である。

事業評価調査書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

何をいつまでにどのような状態にしたいのか

がん患者やその家族を含む県民が、がんについて正しく理解するとともに、必要な時に自分に合った適切で正しい情報を入手できるよう、知識の提供・最新の情報発信を行う。また、県民のがんに関する理解が深まり、支援者が増える等患者にとってがんと共に暮らしやすい地域となることを目指す。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目標	達成率
ぎふがんねっと（ポータルサイト）のアクセス数	約6万（H30年）			-	増加	-

指標を設定することができない場合の理由

（前年度の取組）

- ・県民公開講座の開催（新型コロナウイルスの影響でWEB開催、資料掲載のみ）
- ・がん患者療養サポートブックを最新の内容に合わせて更新、改訂版を県内医療機関に配布した。

（前年度の成果）

・岐阜大学医学部附属病院に事業委託し、「ぎふがんねっと」にがんの医療情報や各地域で行われている患者会の活動等、県内のがんに関する幅広い情報を掲載した。また、岐阜県のホームページにも相互リンクを貼り、いずれのサイトからも適切な情報につながるようになっている。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ：必要性が高い、：必要性が低い 	
(評価)	がんの罹患者は増えており、疾患の基礎知識や医療、療養生活全般に関する正しい情報が求められているため、科学的根拠に基づいた情報を発信し、普及啓発を行う必要がある。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている、：まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価)	ぎふがんねっとは平成25年2月に開設しており、アクセス数も年々増加傾向にあることから、県民の認知度も向上している。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ：効率化は図られている、：向上の余地がある 	
(評価)	都道府県がん診療連携拠点病院である岐阜大学医学部附属病院には、県内の地域がん診療連携拠点病院間の連携協力体制を図るための協議会及び専門部会が設置されており、県内のがん医療に関する情報を取りまとめて把握することが可能。岐阜大学病院に事業委託することで、がんに関する医療と支援情報の集約と発信を効率的に行うことができる。

(今後の課題)

<p>県民に対し、タイムリーに正しい情報を提供できるよう、定期的な更新作業が必要。がん登録等これまでに活用されていない情報の分析を進め、岐阜県の特徴について積極的に周知していく必要がある。</p>
--

(次年度の方向性)

<p>がんの情報は検診に関するものからゲノム医療等最新の専門医療に関するものまで多岐に渡り、情報が集約された信頼できるポータルサイトの運営が必要である。今後は療養情報に加え、たばこ対策、がんの予防啓発、就労支援、若い世代のがん患者支援、希少がん等、新たながんの課題について、ポータルサイトの充実を図り、県民への情報発信を続けていく必要がある。</p>

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

<p>組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課</p>	【 課 】
<p>組み合わせる理由や期待する効果 など</p>	

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：衛生費 項：保健予防費 目：成人病予防費

事業名 **がん在宅緩和地域連携推進事業費**

地域医療介護総合確保基金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 保健医療課健康推進室がん対策係 電話番号：058-272-1111 (内 2559)

E-mail：c11223@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 4,000 千円 (前年度予算額：4,000 千円)

< 財源内訳 >

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄 附 金	繰 入 金	県 債	一 般 財 源
前年度	4,000	0	0	0	0	0	4,000	0	0
要求額	4,000	0	0	0	0	0	4,000	0	0
決定額	4,000	0	0	0	0	0	4,000	0	0

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

岐阜県では、15,959 人ががんに罹患(全国がん登録 2017 年次集計)し、6,132 人(2018 年衛生年報)ががんで死亡している。今後も、がんに罹患する者は増加すると想定されるため、本人や家族のがんの療養生活の質の維持・向上のためには、在宅緩和ケアの推進が必要である。

このため、岐阜県では、県内のがん診療連携拠点病院に、地域の診療所等との連携体制構築を図るコーディネーターの設置等にかかる財政補助を行ってきた。今後もがん患者の在宅緩和ケアの推進のため、ケアコーディネーターを中心とした地域機関の連携強化が必要である。

(2) 事業内容

緩和ケアは、診断、治療、在宅医療等、病期に応じてさまざまな場面で切れ目なく実施される必要がある。また、身体的苦痛、精神的苦痛、社会的苦痛、スピリチュアルな苦痛と全人的な苦痛のケアが求められる。

そこで、7 か所のがん診療連携拠点病院のコーディネーターを中心に緩和ケア体制の充実を図り、退院調整機能の強化のための院内研修会の実施

や、地域の連携機関の従事者の資質の向上を図ることを目的とした事例検討会等を開催する。

(3) 県負担・補助率の考え方

高齢化の進展により、がん患者の増加と医療資源の不足が懸念されており、質の高い療養生活と適切な医療資源の活用を図るためには、在宅緩和ケア体制の構築は急務であり、県が財政負担することは妥当である。

国 2/3 県 1/3 (地域医療介護総合確保基金)

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額(千円)	事業内容の詳細
旅費	30	業務旅費
需用費	20	事務用消耗品
役務費	30	通信運搬費
委託料	3,920	560千円×7病院
合計	4,000	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

第3次岐阜県がん対策推進計画

第7期岐阜県保健医療計画

(2) 国・他県の状況

国の第3期がん対策推進基本計画及び第3次岐阜県がん対策推進計画において、がんの在宅緩和ケアの推進は明記されており、県として実施すべき事業であり妥当である。

(3) 後年度の財政負担

地域医療介護総合確保基金

国負担 2/3、県負担 1/3

事業評価調査書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
がん診療連携拠点病院と地域医療機関の在宅緩和ケアに関する連携が円滑に図れるようになる。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移	現在値	目標	達成率
コーディネーターの設置医療機関数	4 病院 (H27)	7 病院 (H30)		増加	

指標を設定することができない場合の理由

（前年度の取組）

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）
平成 25 年度からモデル的にコーディネーターを置いている 3 ヶ所のがん診療連携拠点病院（岐阜大学医学部附属病院、岐阜市民病院、大垣市民病院）に加え、平成 28 年度以降、岐阜県総合医療センター、木沢記念病院、岐阜県立多治見病院、高山赤十字病院でもコーディネーターを設置している。
がん在宅緩和ケアコーディネーターを中心に院内の連携体制の整備を図った他、地域の医療機関等との事例検討会や在宅緩和ケアにかかる研修会等を実施した。

（前年度の成果）

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
がん在宅緩和ケアコーディネーターを設置したことにより、在宅緩和ケアの院内外の調整や連携が促進され、がん患者や家族の療養の質の維持・向上に寄与している。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ：必要性が高い、：必要性が低い 	
(評価)	<p>高齢化が進み、がんの罹患者は増加し、今後、がんの在宅緩和ケアに関するニーズは更に高まるため、がん診療連携拠点病院にコーディネーターを置き、院内に留まらず、各地域で中心的な役割を果たすことは必要である。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている、：まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価)	<p>岐阜県では、がん医療連携パスが県下統一様式で運用されている。がんの治療は、がん診療連携拠点病院で集学的治療を行った後、地域のかかりつけ医等に定期通院しながら、がん診療連携拠点病院で高度な定期検査を受けるといった経過をたどることが多い。そのため、がん診療連携拠点病院のコーディネート機能は重要であり、全てのがん診療連携拠点病院にコーディネーターを置き、資質向上や連携に資する事業を実施する必要がある。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ：効率化は図られている、：向上の余地がある 	
(評価)	<p>がん診療連携拠点病院協議会及び緩和医療専門部会において、コーディネーターを設置している病院の実施状況やノウハウが共有されており、効率的に事業が実施できる。</p>

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業が直面する課題や改善が必要な事項

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか がん患者の在宅緩和ケアに関する事例等を、地域の関係機関とも共有しながら在宅緩和ケアの推進と質を高めていくことが必要である。 今後も事業を継続し、各地域の拠点病院を中心としたがんの在宅緩和ケアの連携を推進、強化していく。
--

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	【 課 】
組み合わせて実施する理由や期待する効果 など	

予 算 要 求 資 料

令和 3 年度当初予算 支出科目 款：衛生費 項：保健予防費 目：成人病予防費

事業名 乳がん検診受診率向上事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部保健医療課健康推進室がん対策係 電話番号：058-272-1111 (内 2550)

E-mail：c11223@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 1,224 千円 (前年度予算額： 1,224 千円)

< 財源内訳 >

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄 附 金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	1,224	612	0	0	0	0	0	0	612
要求額	1,224	612	0	0	0	0	0	0	612
決定額	1,224	612	0	0	0	0	0	0	612

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

・乳がんは、女性のがん死亡では最も多いがんであり、その治療期間もおおよそ 10 年と長く、薬物療法と放射線療法を併用して行うため、心身の負担とともに、医療費の負担も大きい。

がん検診で、がんを早期に発見し、早期治療につなげることで医療費の軽減にもつながると推測されるが、乳がん検診の受診率は目標の 50%に達していない。

がんに関する世論調査 (平成 28 年 11 月内閣府) では、がん検診を受けない理由として、「受ける時間がない (約 30%)」、「必要性を感じないから (約 30%)」と回答している者が多数を占めた。

このため、乳がん検診を体験する機会の増加や検診の必要性について情報提供していくことが必要である。

(2) 事業内容

乳がん検診車によるがん検診を実施するとともに、がん検診や生活習慣病のための健診について啓発し、県民の乳がんをはじめとするがんの早期発見、生活習慣病の発症予防と重症化予防を行う。

イベント会場等における乳がん検診車によるがん検診の実施
がん検診等についての普及啓発

(3) 県負担・補助率の考え方

第3次岐阜県がん対策推進計画に基づき推進される事業であり、県負担が
適当である。

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額(千円)	事業内容の詳細
旅費	8	業務旅費
需用費	210	事務消耗品、啓発グッズ作成
役務費	6	電話・郵送料
委託料	1,000	検診啓発委託(岐阜県厚生農業協同組合連合会予定)
合計	1,224	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

第3次岐阜県がん対策推進計画

(2) 後年度の財政負担

国1/2、県1/2

(3) 事業主体及びその妥当性

実施主体は岐阜県厚生農業協同組合連合会(委託)

デジタルマンモグラフィ撮影装置を2台搭載した検診車を配置しており、
イベント等において、より多くの乳がん検診の実施が可能である。また、検
診機関としてがん検診の普及啓発活動も積極的に取り組んでいる。

事業評価調書

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
イベント会場等における乳がん検診車によるがん検診を実施するとともに、がん検診や生活習慣病のための健診について啓発する。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	現在値	目標	達成率
乳がん検診受診率(40～69歳) (国民生活基礎調査) *3年ごとの調査	43.4 (H25年)	47.8% (H30)	50%以上 (R5)	95.6%

指標を設定することができない場合の理由

(前年度の取組)

・事業の活動内容(会議の開催、研修の参加人数等)
県イベントを活用した検診の普及啓発等の実施
○乳がん検診(2方向)80人/2日間
○マンモグラフィー装置の説明・見学
○乳がん検診の相談
○検診受診啓発リーフレットの配布 等

(前年度の成果)

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
イベント会場を利用することにより、がん検診を受診したことがない層に対し受診の啓発を行うことができた。
マンモグラフィー装置の見学会では、放射線技師より検査方法や装置の説明を行い、検査に対する不安や、検診車で気軽に精度の高い検診を受けることが可能であることを啓発することができ、定期受診への契機となった。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<p>・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） : 必要性が高い、 : 必要性が低い</p>	
(評価) ○	<p>乳がんは、女性のがん死亡では最も多いがんであり、その治療期間も10年と長く、薬物療法と放射線療法を併用して行うため、心身の負担とともに医療費の負担も大きい。がんを早期発見し早期治療することで医療費の負担を軽減し、死亡を減らすことが出来るため必要性が高い。</p>
<p>・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） : 概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている、 : まだ期待どおりの成果が得られていない</p>	
(評価)	<p>イベント会場で実施することで、検診を受診したことの無い層に対し効果的に啓発することができる。</p>
<p>・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） : 効率化は図られている、 : 向上の余地がある</p>	
(評価) ○	<p>岐阜県厚生農業協同組合連合会は、デジタルマンモグラフィ撮影装置を2台搭載した検診車を配置しており、イベント等において、より多くの乳がん検診の実施が可能である。</p>

(今後の課題)

<p>・事業が直面する課題や改善が必要な事項 目標値である乳がん検診率50%には達成しておらず、引き続き検診受診率向上に向けた啓発が必要である。</p>

(次年度の方向性)

<p>・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか がんを早期発見し早期治療することで、医療費の負担を軽減し、死亡を減らすことが出来るため、今後も継続実施をしていく。</p>
--

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

<p>組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課</p>	【 課 】
<p>組み合わせて実施する理由や期待する効果 など</p>	

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：衛生費 項：保健予防費 目：成人病予防費

事業名 A Y A世代のがんの長期療養支援ネットワーク 事業

健康福祉部保健医療課健康推進室がん対策係 電話番号：058-272-1111（内 2559）

E-mail：c11223@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 1,059 千円（前年度予算額：1,245 千円）

< 財源内訳 >

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	繰入金	県債	一 般 財 源
前年度	1,245	622	0	0	0	0	0	0	623
要求額	1,059	529	0	0	0	0	0	0	530
決定額	1,059	529	0	0	0	0	0	0	530

2 要求内容

(1) 要求の趣旨（現状と課題）

平成 29～31 年度に実施した「小児・A Y A世代のがん等成育医療支援体制強化事業」の取組みを通して、A Y A世代のがん患者は長期療養に伴う将来の生活に関する不安が強いこと、反面そのサポート体制が希薄であることが明らかとなった。

そこで、A Y A世代のがん患者支援に焦点を絞り、地域において患者の心理社会的支援に関わる機関を増やし、円滑な連携を行うための長期療養支援ネットワークを構築し、サポート体制を強化することで患者の不安解消を図る。

(2) 事業内容

ア 長期療養支援ネットワークの構築、推進

(ア) 関係者向け研修会の開催

A Y A世代のがん患者に関わる関係者（医療従事者・教育関係者・雇用主等）を対象に研修会を開催し、A Y A世代のがん患者の現状についての理解を深める。

(イ) ネットワーク会議の開催

医療従事者や関係機関従事者が集まり、各支援機関の役割等について情報交換を行い、連携推進を図る。

イ 患者交流会の開催

同じ世代の患者が集まり、患者の抱える悩みや課題を共有し、課題解決に向けた方策を考えるための学習会等を実施する。

(3) 県負担・補助率の考え方

第3次岐阜県がん対策推進計画においてA Y A世代のニーズに対応できる体制の整備を図ることが明記されており、県内の患者支援体制の整備を図ることは県として実施すべき事業であり妥当である。

・都道府県健康対策推進事業費(2)活用；国1/2 県1/2負担

(4) 類似事業の有無 無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額(千円)	事業内容の詳細
旅費	14	業務旅費
需用費	24	消耗品費
役務費	24	通信運搬費
委託料	997	業務委託先：岐阜市民病院
合計	1,059	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

第3次岐阜県がん対策推進計画

(2) 国・他県の状況

第3期がん対策推進基本計画において、小児及びA Y A世代のがんについて、成人の希少がんとは異なる対策が必要としており、患者・家族の希望やニーズに対応した支援体制の整備を求めている。

(3) 後年度の財政負担

小児がん拠点病院が設置されない場合、県内での患者支援ネットワークの整備・充実が県として継続して行っていく必要がある。本事業は3年間実施する中でネットワークの充実を図り、R5年度に事業見直しを行う。

(4) 事業主体及びその妥当性

委託先は小児がん連携病院である岐阜市民病院。特に小児・A Y A世代の患者の長期フォローアップ等に関わる専門機関として、患者支援体制の中心的な役割を持ち、妥当である。

事業評価調査書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

何をいつまでにどのような状態にしたいのか

A Y A世代のがんは個別の状況による多様なニーズが存在するが、患者数が少ないことから個々の患者が孤立しがちである。患者支援の輪が広がり、患者がタイムリーに相談できる機関が増えること、長期にわたる療養生活における患者の不安軽減が図れるよう支援体制の整備を行う。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目標	達成率
A Y A世代の患者支援機関数（研修会出席機関）	-			()	増加	-

指標を設定することができない場合の理由

（前年度の取組）

- ・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）
関係者向け研修会 R2年12月開催予定
事例検討会の開催 R2年12月開催予定
患者交流会の開催 R2年11月開催予定

（前年度の成果）

- ・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
関係者が集まる研修会や事例検討会を通じて、数少ないA Y A世代のがん患者に関する理解が深まると同時に連携を取りやすい関係を築き、患者のニーズに沿った支援が行えるようになる。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ：必要性が高い、：必要性が低い 	
(評価)	<p>小児やAYA世代は成人に比べて患者数も少なく希少性が高いため、個々のニーズが把握されづらく、孤立しがちである。特にAYA世代の患者は小児患者に比べ疾病等の理解度は高く、精神的なダメージが大きい。また、長期に及ぶ療養生活を送る上でライフステージ毎の課題も変わっていくことから、周りの支援者の理解と、患者支援ネットワークの体制整備が必要である。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている、：まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価)	<p>「第3次がん対策基本計画」において、小児・AYA世代のがん患者の多様なニーズを把握し、相談支援体制の整備を行うとしており、県としても取り組むべき分野である。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ：効率化は図られている、：向上の余地がある 	
(評価)	<p>小児やAYA世代のがんについては、患者の集約化と、専門医等による高度で専門的な医療及び相談支援の提供が必要である。小児がん拠点病院と連携する県内小児がん連携病院の果たす役割は大きく、患者支援を中心的に行っていく立場にあるため、効率よく事業が実施できる。</p>

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 小児～成人期への移行期医療やがん診療連携拠点病院を含めた長期フォローアップ診療体制との連携や共有
--

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 継続して実施し、AYA世代の患者ニーズに応える長期療養支援ネットワークを充実させていく必要がある。
--

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	【 課 】
組み合わせて実施する理由や期待する効果 など	

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：衛生費 項：保健予防費 目：成人病予防費

事業名 岐阜県がん登録情報活用事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部保健医療課健康推進室がん対策係 電話番号：058-272-1111 (内 2550)

E-mail：c11223@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 15,943 千円 (前年度予算額：15,943 千円)

< 財源内訳 >

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	15,943	7,808	0	0	0	0	0	0	8,135
要求額	15,943	7,808	0	0	0	0	0	0	8,135
決定額	15,943	7,808	0	0	0	0	0	0	8,135

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

平成30年度までは、県直営で全国がん登録を実施していたが、がん登録データの専門的な分析が困難となっており、期待されているがん登録データの医療や予防施策への反映ができていなかった。そのため、県拠点病院である岐阜大学医学部附属病院へ委託することで、がん登録等の推進に関する法律に基づいた精度の高い全国がん登録を実施し、さらに、専門家による分析を行うことで、蓄積されたがんに係る各種データを県、市町村、がん診療連携拠点病院などの医療機関等へ還元することで、県内のがん対策をより効果的に推進する。

(2) 事業内容

がん登録業務

- ・全国がん登録に関する情報の収集、集計、分析、遡り調査、住所異動調査
- ・がん登録データの加工、提供
- ・がん登録の促進・利活用
- ・がん登録統計作成、ホームページ等で周知できる資料作成
- ・がん登録従事者の研修等の実施
- ・がん登録資料の研究的利用に関する窓口

(3) 県負担・補助率の考え方

がん登録等の推進に関する法律により、がん登録は都道府県として実施すべき事業であり妥当である。

がん登録について、全国がん登録事業の委託費は国庫 1/2 補助。

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額(千円)	事業内容の詳細
旅費	258	業務旅費
需用費	120	消耗品費
役務費	313	通信運搬費
委託料	15,252	委託料
合計	15,943	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

・第3次岐阜県がん対策推進計画(平成30年度～令和5年度)

(2) 国・他県の状況

・がん登録等の推進に関する法律(平成28年1月1日施行)

・全国がん登録について、34都道府県が委託している。(平成31年4月1日時点)

(3) 事業主体及びその妥当性

全国がん登録における都道府県知事の権限及び事務の委任について、がん登録等の推進に関する法律第24条に規定されており、がん医療等について科学的知見を有するものとして、県拠点病院である岐阜大学医学部附属病院への委託は妥当である。

事業評価調査書（県単独補助金除く）

新規要求事業
継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

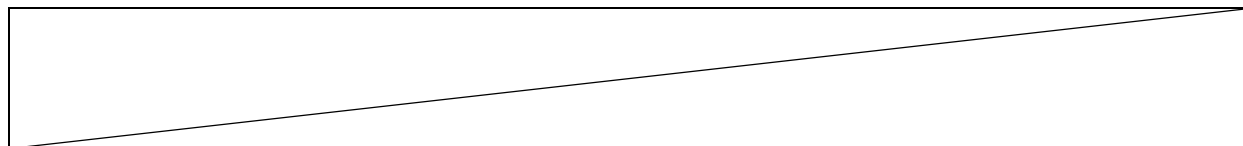
何をいつまでにどのような状態にしたいのか

- ・がん登録等の推進に関する法律に基づいた精度の高い全国がん登録の実施及び専門家による分析を行うことにより、がんに係る各種データを県、市町村、がん診療連携拠点病院などの医療機関等へ還元し、県内のがん対策をより効果的に推進する。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目標	達成率
がん登録 DCO 割合*1	11.2 (H27)*2	7.1 (H28)	6.0 (H29)	3.6 (H30)	2.0 (R3)	55.6%

*1 DCO 割合とは、死亡小票のみでがん登録された割合 *2 がん登録は年次取りまとめ
指標を設定することができない場合の理由



（前年度の取組）

事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）

- ・がん罹患情報の届け出データを分析し、県民への普及啓発を目的としたチラシ等を作成予定である。

（前年度の成果）

前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果

岐阜大学医学部附属病院に委託したことにより、医師によるがん罹患情報の届出データの分析が可能になり、今後、分析結果を生かした、がん予防・普及啓発の推進が期待される。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<p>・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ：必要性が高い、：必要性が低い</p>	
(評価)	<p>・がん登録等の推進に関する法律により、全国がん登録は都道府県の役割となっており、主体となって実施する必要がある。</p>
<p>・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている、：まだ期待どおりの成果が得られていない</p>	
(評価)	<p>今年度よりがん登録データの分析を開始し、分析結果を用いて、チラシ等による県民への普及啓発に活用する予定である。今後は、市町村ごとのがんの特徴も分析を行っていき、市町村のがん施策立案に活用していく。</p>
<p>・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ：効率化は図られている、：向上の余地がある</p>	
(評価) ○	<p>岐阜大学医学部附属病院は、都道府県がん診療連携拠点病院であり、がん診療ネットワークの中心であるため、各病院との連携が取れている。また、十分ながん登録の知識・経験を有しており、適切にがん登録事業を実施している。</p>

(今後の課題)

<p>事業が直面する課題や改善が必要な事項 医師による分析を進め、市町村ごとのがんの特徴を把握することで、市町村のがん施策立案に生かしていくことが求められる。</p>

(次年度の方向性)

<p>継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか。 医師の、届出データを活用した専門的な分析による、がんの予防・普及啓発の推進や、院内がん登録情報の利活用による医療対策の推進に向けて、事業を継続する必要がある。</p>

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

<p>組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課</p>	【課】
<p>組み合わせる理由や期待する効果 など</p>	

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：衛生費 項：保健予防費 目：特定疾患対策費

事業名 指定難病指定医研修事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部保健医療課難病対策係 電話番号：058-272-1111 (内 2546)

E-mail：c11223@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 1,537 千円 (前年度予算額：1,603 千円)

< 財源内訳 >

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄 附 金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	1,603	801	0	0	0	0	0	0	802
要求額	1,537	768	0	0	0	0	0	0	769
決定額	1,537	768	0	0	0	0	0	0	769

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

指定難病の医療費助成の支給認定申請に必要な診断書は、都道府県知事が指定した指定医のみ作成することができる。指定医の要件は、疾病の診断又は治療に5年以上従事した経験があり、関係学会の専門医の認定を受けている者、又は都道府県等が実施する研修を修了している者と定められており、指定医の申請に必要な研修会を開催する。

(2) 事業内容

厚生労働大臣が指定する学会の専門医資格を有していない医師を対象に指定難病の指定医として必要な能力を身につけることを目的とした研修会を実施する。なお、研修会の開催に際しては、専門的知識を有する医師会等の協力を得ながら開催する。

(3) 県負担・補助率の考え方

県 1/2、国 1/2

(4) 類似事業の有無
無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
需要費	16	研修案内等
役務費	12	郵送料、電話代
委託料	1,509	研修会開催委託料
合計	1,537	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 国・他県の状況

難病の患者に対する医療等に関する法律(平成 26 年法律第 50 号)において法定事業として位置付け。

事業評価調書

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
指定難病の医療費助成の支給認定申請に必要な診断書作成には、申請者の利便性を考慮し、幅広く指定医を指定する必要があることから、専門医資格を有しない医師を対象とした研修会を実施する。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目標	達成率
	(H)	(H)	(H)	(H)	(H)	%
	(H)	(H)	(H)	(H)	(H)	%

指標を設定することができない場合の理由

専門医資格を有していない医師の数を把握することができないため、目標の達成度を定量的な指標で示すことはできない。

(前年度の取組)

・事業の活動内容(会議の開催、研修の参加人数等)
平成27年9月14日 協力難病指定医研修(修了者120名)
平成28年1月11日 難病指定医・協力難病指定医研修(修了者195名)
平成28年10月3日 協力難病指定医研修(修了者27名)
平成29年1月9日 難病指定医・協力難病指定医研修(修了者99名)
平成30年1月8日 難病指定医・協力難病指定医研修(修了者40名)
平成31年1月14日 難病指定医・協力難病指定医研修(修了者44名)
令和元年9月29日 難病指定医・協力難病指定医研修(修了者67名)
令和2年8月30日 難病指定医・協力難病指定医研修(修了者109名)

(前年度の成果)

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
指定医の要件となる関係学会・日本専門医機構の専門医の認定を受けていない医師が県の実施する研修会を受講することにより、指定医の申請が可能となるとともに、患者の医師選択の幅が広がり、利便性が向上した。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ：必要性が高い、：必要性が低い 	
(評価)	医療費助成の申請には、指定医が作成した診断書の添付が必要である。指定医の要件となる関係学会・日本専門医機構の専門医の認定を受けていない医師については、県が実施する研修会を受講することにより指定医の申請が可能となる。患者の利便性を向上させるためには、県内により多くの指定医を確保することが必要となる。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている、：まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価)	指定医の要件となる関係学会・日本専門医機構の専門医の認定を受けていない医師が県の実施する研修会を受講することにより、指定医の申請が可能となるとともに、患者の医師選択の幅が広がり、利便性が向上した。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ：効率化は図られている、：向上の余地がある 	
(評価) ○	岐阜県医師会に委託し事業を実施することにより、開催案内の周知、研修の実施等について、効率的、効果的に実施している。

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 専門医資格を有していない方のうち指定医の申請を希望している医師について把握できない。また、平成29年度より診断書の記載項目が増加及び複雑化しており、指定医であっても診断書の記載内容に不備等が散見される。

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 難病指定医の指定状況を踏まえ、継続的に研修会を開催する。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課 組み合わせる理由や期待する効果 など	【 課 】
--	-------

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：衛生費 項：保健予防費 目：特定疾患対策費

事業名 指定難病等医療費助成事務外部委託費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 保健医療課 難病対策係 電話番号：058-272-1111 (内 2583)

E-mail：c11223@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 27,056 千円 (前年度予算額：26,342 千円)

(総事業費 H31～R4 年度 計 79,356 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	26,342	438	0	0	0	0	0	0	25,904
要求額	27,056	457	0	0	0	0	0	0	26,599
決定額	27,056	457	0	0	0	0	0	0	26,599

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

- 指定難病医療費助成事務の業務量については、対象疾病の拡大や申請者数の増加等により今後も増加していくことが見込まれている。
- 更新申請が集中する時期に保健医療課及び各保健所で20名程の短期雇員を確保し処理を行ってきたが、平成29年度に実施した事務見直しを踏まえ、令和元年6月から外部委託を導入することで、一連の事務処理を今後も安定的に遂行できる体制を確保した。

(2) 事業内容

- 指定難病及び小児慢性特定疾病の医療費助成事務に外部委託を導入
期間：令和元年6月～令和4年5月(3年間)

外部委託する業務

ア 保健医療課担当業務

- 保健所から進達された申請書類等のチェック、担当委員による事前審査の準備、受給者証及び不認定通知書の作成・発送 など

イ 保健所担当業務

- 受給者証の発送、受給者への更新案内の発送

- (3) 県負担・補助率の考え方
 - ・ 県で負担（委託業務の一部に国費が充当可能）
- (4) 類似事業の有無
 - ・ 無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額(千円)	事業内容の詳細
委託料	27,056	外部委託費（令和3年4月～令和4年3月）
合計	27,056	

* 外部委託の導入により、保健医療課で指定難病医療費助成事務に従事する難病対策業務専門職（2名）、第1種雇員（2名）及び短期雇員（第3種）を令和元年度から削減

決定額の考え方

4 参考事項

- (1) 国・他県の状況
 - ・ 20都府県が指定難病医療費助成事務に外部委託を導入。うち5都府県（東京、大阪、奈良、高知、鹿児島）が幅広い業務について外部委託を活用。他県市においても検討が進んでいる。

外部委託の導入による効果

- ・ 県民サービスの向上
 - 受給者証の発送業務などを外部委託することで、受給者証を従前よりも1週間ほど早く申請者へ届けることが可能
- ・ 保健医療課難病対策系の業務量削減
 - 指定難病等医療費助成事務に外部委託を導入することで、保健医療課難病対策系の業務量を約1人量削減できる見込み
- ・ 保健所職員の負担軽減
 - 受給者証と更新案内の発送業務を外部委託することなどで、保健所における業務処理時間が20%近く削減できる見込み

事業評価調査書（県単独補助金除く）

新規要求事業
継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
 * 業務量の増加が見込まれている指定難病医療費助成事務について、今後も安定的に遂行できる業務処理体制を確保する。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値 <small>(前々年度末時点)</small>	目標	達成率
	(H)	(H)	(H)	(H)	(H)	%
	(H)	(H)	(H)	(H)	(H)	%

指標を設定することができない場合の理由

業務量の増加が見込まれている指定難病医療費助成事務について、今後も安定的に遂行できるよう、外部委託を導入するものであり、客観的な成果指標の設定が困難であるため。

（前年度の取組）

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）

（前年度の成果）

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ： 必要性が高い ： 必要性が低い 	
(評価)	
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ： 概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている ： まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価)	
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ： 効率化は図られている ： 向上の余地がある 	
(評価)	

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業が直面する課題や改善が必要な事項

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか
--

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	【 課 】
組み合わせる理由や期待する効果 など	

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：衛生費 項：保健予防費 目：特定疾患対策費

事業名 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部保健医療課難病対策係 電話番号：058-272-1111 (内 2583)

E-mail：c11223@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 2,679 千円 (前年度予算額：2,899 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	2,899	1,449	0	0	0	0	0	0	1,450
要求額	2,679	1,339	0	0	0	0	0	0	1,340
決定額	2,679	1,339	0	0	0	0	0	0	1,340

2 要求内容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

慢性特定疾病を抱える児童及びその家族の負担軽減を図るとともに、長期療養をしている子どもの自立や成長支援を行う。

(2) 事業内容

・慢性特定疾病児童等地域支援協議会

保健所が中心となり、市町村、医療機関、患者会・家族会、教育委員会等関係機関担当者を委員とし、地域の現状と課題の把握や支援内容について検討をする。

・相談支援

特に支援が必要となる児童(小児慢性特定疾病新規申請者、重症疾患児等)に対しては訪問相談に応じる。

(3) 県負担・補助率の考え方

県 1/2、国 1/2

(4) 類似事業の有無
無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額(千円)	事業内容の詳細
報償費	515	協議会出席委員の報償費
旅費	320	出席委員の費用弁償、相談訪問旅費
需用費	212	消耗品、公用車燃料費
役務費	57	郵送料、電話代
委託料	1,575	自立支援員設置委託料
合計	2,679	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 国・他県の状況

国においても新規事業として26年度より位置付け。

平成26年5月改正の児童福祉法において法定事業として位置付け。

事業評価調査（県単独補助金除く）

新規要求事業
継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
 関係機関がネットワークを構築し、地域の課題や社会資源を利用することにより、慢性疾患を抱えた児童の環境に応じた支援を行う。また、特に支援が必要な児童には、支援内容の検討などを行い、児童とその家族の負担軽減を図る。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目標	達成率
	(H)	(H)	(H)	(H)	(H)	%
	(H)	(H)	(H)	(H)	(H)	%

指標を設定することができない場合の理由

当事業の内容は数値で示すことができないため、指標の設定をすることはできない。

（前年度の取組）

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）
 平成27年度からの新規事業である。慢性特定疾病児童等地域支援協議会は、各保健所において実施され、地域支援関係者間での意見、情報交換が実施されている。相談支援については、必要な児童等に対し、各保健所担当者による訪問等を実施している。

（前年度の成果）

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
 関係機関で情報共有、課題の検討が実施されることで、ネットワーク構築や個別支援の充実が図られ、児童等や家族の安定した療養生活の継続及び児童等の自立を促すことができる。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ：必要性が高い、：必要性が低い 	
(評価)	慢性特定疾病は、長期療養が必要となり、疾病を抱える児童及びその家族は経済的、精神的負担が大きい。本事業の実施で患者に身近な関係機関が協力し支援を行うことにより、児童及び家族の精神的・肉体的な負担軽減につながるため、必要性の高い事業である。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている、：まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価) ○	地域支援関係者間での情報共有や課題の検討が実施されることでネットワーク体制整備等支援体制の充実につなげることができる。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ：効率化は図られている、：向上の余地がある 	
(評価) ○	各保健所において、目的達成に必要な構成員を選定し、開催されている。

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 関係機関の協力体制に加え、地域や利用者の状況に応じて学校生活支援や、自立支援を行うなどよりよい支援を行う必要がある。
--

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 地域や利用者の状況を把握し、必要に応じて支援体制の拡大を行っていく。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	【課】
組み合わせて実施する理由や期待する効果 など	

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：衛生費 項：保健予防費 目：特定疾患対策費

事業名 在宅人工呼吸器使用指定難病等患者訪問看護 支援事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部保健医療課特定疾患係 電話番号：058-272-1111 (内 2583)

E-mail：c11223@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 7,229 千円 (前年度予算額：6,437 千円)

< 財源内訳 >

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	6,437	3,218	0	0	0	0	0	0	3,219
要求額	7,229	3,614	0	0	0	0	0	0	3,615
決定額	7,229	3,614	0	0	0	0	0	0	3,615

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

平成27年7月1日に指定難病の対象疾病が110から306疾病に拡大されたことに伴い申請の対象者が拡大した。医療保険では訪問看護の回数に限度があるが、それ以上の支援を必要とする患者がいるため、引き続き訪問看護事業所に対する支援を行う必要がある。

(2) 事業内容

在宅人工呼吸器使用指定難病等患者訪問看護支援事業は、在宅人工呼吸器を装着し、特別な配慮を必要とする難病の患者に対して在宅において、適切な医療の確保を図ることを目的とし、県はこの目的を達成するため、訪問看護ステーション等医療機関に委託して、訪問看護を行う。

(3) 県負担・補助率の考え方

県 1/2、国 1/2

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額(千円)	事業内容の詳細
役務費	180	指示料
委託料	7,049	訪問看護料
合計	7,229	

決定額の考え方

事業評価調書

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
対象患者が必要なサービスを利用できるよう委託事業先である訪問看護ステーションへの支援を行う。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目標	達成率
	(H)	(H)	(H)	(H)	(H)	%
	(H)	(H)	(H)	(H)	(H)	%

指標を設定することができない場合の理由

申請対象患者は人工呼吸器を使用する重症患者であるため、指標を設定するのは好ましくない。

(前年度の取組)

・事業の活動内容(会議の開催、研修の参加人数等)
訪問看護ステーションに委託し、医療保険での上限を超える部分の訪問看護を行っている。

(前年度の成果)

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
医療保険での上限を超える訪問看護について支援することで、患者にとってより安全な状態を保つことができ、患者家族の負担の軽減が図られている。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ：必要性が高い、：必要性が低い 	
(評価)	在宅人工呼吸器を使用する患者は24時間の介護が必要であるが、家族での介護には限界があるため、適切な医療を確保するためにも訪問看護ステーション等への支援は必要である。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている、：まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価)	患者にとってより安全な状態を保つことができ、患者家族の負担の軽減が図られているため、非常に有効である。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ：効率化は図られている、：向上の余地がある 	
(評価)	患者やその家族に代わって訪問看護ステーション等医療機関が申請書類を提出するなど、患者家族の負担軽減を図っている。

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 患者や訪問看護ステーションに対する、制度の広報・周知が引き続き必要である。

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 在宅人工呼吸器を使用するものにとって訪問看護を実施するのは必要不可欠であるため、継続すべき事業である。また、申請対象患者の家族や医療機関に対して、制度の周知を広く行う。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課 組み合わせる理由や期待する効果 など	【 課 】
--	-------

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：衛生費 項：保健予防費 目：特定疾患対策費

事業名 在宅難病患者一時入院事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部保健医療課難病対策係 電話番号：058-272-1111 (内 2583)

E-mail：c11223@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 2,159 千円 (前年度予算額：2,394 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	2,394	1,197	0	0	0	0	0	0	1,197
要求額	2,159	1,079	0	0	0	0	0	0	1,080
決定額	2,159	1,079	0	0	0	0	0	0	1,080

2 要求内容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

在宅の難病患者が、家族等の介護者の休息(レスパイト)等の理由により、一時的に在宅で介護等を受けることが困難になった場合に一時入院することが可能な病床を確保することにより、難病の患者及びその家族等の安定した療養生活の確保と介護者の福祉の向上を図ることを目的とする。

(2) 事業内容

本事業の対象となる一時入院は、県内の難病医療ネットワーク協力医療機関のうち対象患者の受入れ体制が整備されている病院において実施するものとし、本事業を実施する医療機関は、あらかじめ本事業の実施の委託について、知事と契約を締結するものとする。

(3) 県負担・補助率の考え方
負担区分 国 1/2、県 1/2

(4) 類似事業の有無
無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額(千円)	事業内容の詳細
委託料	2,159	岐阜県在宅難病患者一時入院事業の実施に必要な費用
合計	2,159	

決定額の考え方

事業評価調書

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
在宅の難病患者に対する一時受入病院の確保を図ることで、家族等の介護者の休息（レスパイト）へとつなげ、もって難病の患者及びその家族の療養生活の質の向上に資することを目標とする。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目標	達成率
	(H)	(H)	(H)	(H)	(H)	%

指標を設定することができない場合の理由

当該事業において最終的な目標数値を定めていないため、指標の設定はできない。

(前年度の取組)

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）
平成28年度より事業を実施しているが、令和2年9月現在で、実績はない。

(前年度の成果)

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
平成28年度より事業を実施しているが、令和2年9月現在で、実績はない。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ：必要性が高い、：必要性が低い 	
(評価)	<p>難病患者は年々増加しており、それに伴い必要とされる支援は広がりを見せている。本事業は一時入院することが可能な病床を確保することにより、難病患者の在宅における療養を支援するものであり、その必要性は高い。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている、：まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価)	<p>令和元年9月現在実績はなく評価は困難。患者団体等からは「制度があることで患者、家族にとっては大きな安心につながっている」との声があり、事業を継続することが難病患者、家族の在宅療養生活上の安心感につながっている。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ：効率化は図られている、：向上の余地がある 	
(評価)	<p>各地域の医療機関と契約を結んでおり、患者の利便性が図られている。</p>

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 <p>本事業はH28年9月から開始しているが、現在のところ利用実績はないため、必要とする方が円滑に事業を利用できるよう周知を図っていく。</p>
--

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか <p>難病患者及びその家族が安心して在宅療養を継続するためには、様々な理由により一時的に介護が受けられない状況になった場合や介護者の休息のための一時入院体制を整備しておくことはたいへん重要であり、患者や家族からの要望も多いことから、本事業を継続していく必要がある。</p>

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

<p>組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課</p>	【 課 】
<p>組み合わせて実施する理由や期待する効果 など</p>	

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：衛生費 項：保健予防費 目：保健予防諸費

事業名 地域高齢者のフレイル予防事業費 < 地域医療介護総合確保基金事業 >

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部保健医療課健康増進係 電話番号：058-272-1111 (内 2552)

E-mail：c11223@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 3,918 千円 (前年度予算額：3,918 千円)

< 財源内訳 >

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄 附 金	繰 入 金	県 債	一 般 財 源
前年度	3,918	0	0	0	0	0	3,918	0	0
要求額	3,918	0	0	0	0	0	3,918	0	0
決定額	3,918	0	0	0	0	0	3,918	0	0

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

高齢化の進行により、県では 2020 年には 65 歳以上人口がピークに、2030 年には 75 歳以上人口がピークに達するとされている。加齢に伴い、食欲の低下や食事量が減少することにより、低栄養になり、フレイル(虚弱)の原因となり、要介護状態や死亡のリスクを高める。高齢者が住み慣れた地域で自立した健康的な生活が送られるよう健康づくりの取組が必要である。

(2) 事業内容

地域で生活する高齢者を対象に、低栄養やフレイルを予防するため、自ら適切な食生活が送られるよう食育講座を開催する。

また、地域の配食業者、関係機関等と連携し、高齢者の特性にあわせた食事内容や食形態の検討を行うとともに、地域の栄養管理を行うための人材育成を行う。

事業は、公益社団法人岐阜県栄養士会に委託のうえ実施する。

- (1) 地域高齢者を対象とした栄養講座の開催
- (2) 栄養士等人材育成研修
- (3) 地域の配食業者等関係者との連絡会議

(1) 及び (3) は、 5 圏域ごとに開催し、その企画・調整を地域栄養ケアステーションの栄養士が行う。

(3) 県負担・補助率の考え方

高齢者人口が増加し平均寿命が延伸する中で、栄養管理に起因する高齢者の要入院・要介護状態への移行を防止し、同時に生活習慣病の発症・重症化を予防する事業であり、健康寿命の延伸とともに、医療・介護費の抑制にもつながることから、県が本事業を実施することは妥当である。

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額 (千円)	事業内容の詳細
委託料	3,918	
(内訳)		
人件費	2,196	地域栄養ケアコーディネーター等
共済費	27	共済費
報償費	403	業務報償費等
旅費	163	講師旅費、業務旅費等
需用費	649	消耗品費
役務費	300	通信運搬費等
使用料等	180	
合計	3,918	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

- ・第3次ヘルスプランぎふ
- ・第3次食育推進基本計画

(2) 国の状況

- ・地域高齢者等の健康支援を推進する配食事業の栄養管理に関するガイドライン

事業評価調査書

新規要求事業
継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
 団塊の世代が、後期高齢者として区分されるようになる 2025 年度に向け、介護予防に向けた取り組みが必要である。後期高齢前の向老・前期高齢世代を対象に、高齢期に必要な栄養摂取ができるよう食育講座を広く開催し、生涯自立した在宅生活を送るための栄養習慣への転換、定着を図ることを目的とする。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業 開始前	指標の推移	現在値	目 標	達成率
食育講座受講者数 (累計)	0 人 (H30)	() ()	696 人 (R1)	3,000 人 (R3)	%

指標を設定することができない場合の理由

(前年度の取組)

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数）

(1) 地域高齢者を対象とした栄養講座の開催
 地域高齢者を対象とした栄養講座を県下 5 圏域 3 1 回程度

(2) 栄養士人材育成研修
 地域の栄養管理の向上のため、医療等提供体制における他職種連携、栄養士の人材育成、確保のための研修を 1 1 回程度

(3) 地域の配食業者等関係者との連絡会議
 地域の配食業者、地域包括支援センター、医療機関等と連携し、高齢者の特性にあわせた食事内容や食形態の意見交換を県下 5 圏域各 1 回程度

(前年度の成果)

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
 地域高齢者を対象に、低栄養になる前の段階で適切な栄養管理が行えるよう栄養教育を行い、疾病予防と共に自立した在宅生活を送るための食習慣への転換、定着を図った。また、関係者に対して研修会を行い、在宅療養者への栄養支援体制を強化した。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ：必要性が高い、：必要性が低い 	
(評価)	<p>高齢者は、食事摂取量が減少し、身体活動量が低下するとともに、社会的にも貧困や孤立から低栄養を起こしやすく、身体的な機能低下や鬱を引き起こすことが指摘されている。高齢者人口が増加し平均寿命が延伸する中で、栄養管理に起因する高齢者の要入院・要介護状態への移行を防止し、同時に生活習慣病の発症・重症化を予防することは、健康寿命の延伸とともに、医療・介護費の抑制に極めて重要である。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている、：まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価) ○	<p>県内5圏域で幅広く栄養講座を開催することができ、低栄養になる前の段階で自立した在宅生活を送るための適切な栄養管理について周知できた。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ：効率化は図られている、：向上の余地がある 	
(評価) ○	<p>公益社団法人岐阜県栄養士会は、5圏域に地域栄養ケアステーションを設置し、地域に根差した栄養・食生活支援が行うことができる。</p>

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 継続的かつ効果的に実施し、広く定着を図ることが必要である。

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか。 第3期保健医療計画(H30～R5)、第3次ヘルスプランぎふ21(H30～R5)及び第3次岐阜県食育推進計画(H29～R4)においても、新たに高齢者の低栄養対策が位置付けられ、引き続き継続的な実施が必要である。
--

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	【 課 】
組み合わせて実施する理由や期待する効果 など	